

	修正前	修正後	
	<p data-bbox="398 451 855 502">宮城県地域防災計画</p> <p data-bbox="465 608 786 651">[地震災害対策編]</p> <p data-bbox="483 938 763 981">平成25年2月</p> <p data-bbox="483 1070 770 1114">宮城県防災会議</p>	<p data-bbox="1288 451 1744 502">宮城県地域防災計画</p> <p data-bbox="1355 608 1675 651">[地震災害対策編]</p> <p data-bbox="1473 735 1554 778">(案)</p> <p data-bbox="1373 938 1653 981">平成 年 月</p> <p data-bbox="1373 1070 1659 1114">宮城県防災会議</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	<p style="text-align: center;">宮城県地域防災計画【地震災害対策編】</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的と構成 ————— 5</p> <p>第2節 各機関の役割と業務大綱 ————— 7</p> <p>第3節 宮城県を取り巻く地震環境 ————— 9</p> <p>第4節 対象とする地震</p> <p>第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 総則 ————— 10</p> <p>第2節 地震に強いまちの形成 ————— 11</p> <p>第3節 地盤にかかる施設等の災害対策</p> <p>第4節 海岸保全施設等の整備 ————— 13</p> <p>第5節 交通施設の災害対策</p> <p>第6節 都市の防災対策</p> <p>第7節 建築物等の耐震化対策 ————— 14</p> <p>第8節 ライフライン施設等の予防対策 ————— 15</p> <p>第9節 危険物施設等の予防対策</p> <p>第10節 防災知識の普及 ————— 16</p> <p>第11節 地震防災訓練の実施 ————— 18</p> <p>第12節 自主防災組織の育成 ————— 19</p> <p>第13節 ボランティアの受入れ ————— 21</p> <p>第14節 企業等の防災対策の推進 ————— 22</p> <p>第15節 地震調査研究等の推進</p> <p>第16節 情報通信網の整備 ————— 23</p> <p>第17節 職員の配備体制</p> <p>第18節 防災拠点等の整備 ————— 24</p>	<p style="text-align: center;">宮城県地域防災計画【地震災害対策編】</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的と構成 ————— 5</p> <p>第2節 各機関の役割と業務大綱 ————— 7</p> <p>第3節 宮城県を取り巻く地震環境 ————— 9</p> <p>第4節 対象とする地震</p> <p>第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 総則 ————— 10</p> <p>第2節 地震に強いまちの形成 ————— 11</p> <p>第3節 地盤にかかる施設等の災害対策</p> <p>第4節 海岸保全施設等の整備 ————— 13</p> <p>第5節 交通施設の災害対策</p> <p>第6節 都市の防災対策</p> <p>第7節 建築物等の耐震化対策 ————— 14</p> <p>第8節 ライフライン施設等の予防対策 ————— 15</p> <p>第9節 危険物施設等の予防対策</p> <p>第10節 防災知識の普及 ————— 16</p> <p>第11節 地震防災訓練の実施 ————— 18</p> <p>第12節 地域における防災体制 ————— 19</p> <p>第13節 ボランティアの受入れ ————— 21</p> <p>第14節 企業等の防災対策の推進 ————— 22</p> <p>第15節 地震調査研究等の推進</p> <p>第16節 情報通信網の整備 ————— 23</p> <p>第17節 職員の配備体制</p> <p>第18節 防災拠点等の整備 ————— 24</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
第19節	相互応援体制の整備 ————— 25	第19節 相互応援体制の整備 ————— 25	
第20節	医療救護体制の整備 ————— 26	第20節 医療救護体制の整備 ————— 26	
第21節	火災予防対策 ————— 28	第21節 火災予防対策 ————— 28	
第22節	緊急輸送体制の整備	第22節 緊急輸送体制の整備	
第23節	避難対策 ————— 29	第23節 避難対策 ————— 29	
第24節	避難収容対策 ————— 33	第24節 避難収容対策 ————— 33	
第25節	食料, 飲料水及び生活物資の確保 ————— 36	第25節 食料, 飲料水及び生活物資の確保 ————— 36	
第26節	災害時要援護者・外国人対応 ————— 37	第26節 <u>要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</u> ————— 37	
第27節	複合災害対策	第27節 複合災害対策	
第28節	廃棄物対策 ————— 41	第28節 廃棄物対策 ————— 41	
第29節	積雪寒冷地域における地震災害予防	第29節 積雪寒冷地域における地震災害予防	
第3章 災害応急対策		第3章 災害応急対策	
第1節	情報の収集・伝達 ————— 42	第1節 情報の収集・伝達 ————— 42	
第2節	災害広報活動 ————— 45	第2節 災害広報活動 ————— 45	
第3節	防災活動体制 ————— 46	第3節 防災活動体制 ————— 46	
第4節	相互応援活動 ————— 47	第4節 相互応援活動 ————— 47	
第5節	災害救助法の適用	第5節 災害救助法の適用	
第6節	自衛隊の災害派遣 ————— 48	第6節 自衛隊の災害派遣 ————— 48	
第7節	救急・救助活動	第7節 救急・救助活動	
第8節	医療救護活動	第8節 医療救護活動	
第9節	消火活動	第9節 消火活動	
第10節	交通・輸送活動	第10節 交通・輸送活動	
第11節	ヘリコプターの活動 ————— 49	第11節 ヘリコプターの活動 ————— 49	
第12節	避難活動 ————— 50	第12節 避難活動 ————— 50	
第13節	応急仮設住宅等の確保 ————— 54	第13節 応急仮設住宅等の確保 ————— 54	
第14節	相談活動	第14節 相談活動	
第15節	災害時要援護者・外国人対応 ————— 55	第15節 <u>要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</u> ————— 55	
第16節	愛玩動物の収容対策	第16節 愛玩動物の収容対策	
第17節	食料, 飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 ————— 57	第17節 食料, 飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 ————— 57	
第18節	防疫・保健衛生活動 ————— 58	第18節 防疫・保健衛生活動 ————— 58	
第19節	遺体等の搜索・処理・埋葬	第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬	
第20節	廃棄物処理活動 ————— 59	第20節 廃棄物処理活動 ————— 59	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	第21節 社会秩序維持活動 第22節 教育活動 第23節 防災資機材及び労働力の確保 第24節 公共土木施設等の応急対策 ————— 60 第25節 ライフライン施設等の応急復旧 ————— 61 第26節 危険物施設等の安全確保 第27節 農林水産業の応急対策 第28節 二次災害・複合災害防止対策 第29節 応急公用負担等の実施 第30節 ボランティア活動 第31節 海外からの支援の受入れ 第4章 災害復旧・復興対策 第1節 災害復旧・復興計画 ————— 63 第2節 生活再建支援 ————— 65 第3節 住宅復旧支援 第4節 産業復興支援 第5節 都市基盤の復興対策 ————— 66 第6節 義援金の受入れ, 配分 第7節 激甚災害の指定 第8節 災害対応の検証	第21節 社会秩序維持活動 第22節 教育活動 第23節 防災資機材及び労働力の確保 第24節 公共土木施設等の応急対策 ————— 60 第25節 ライフライン施設等の応急復旧 ————— 61 第26節 危険物施設等の安全確保 第27節 農林水産業の応急対策 第28節 二次災害・複合災害防止対策 第29節 応急公用負担等の実施 第30節 ボランティア活動 第31節 海外からの支援の受入れ 第4章 災害復旧・復興対策 第1節 災害復旧・復興計画 ————— 63 第2節 生活再建支援 ————— 65 第3節 住宅復旧支援 第4節 産業復興支援 第5節 都市基盤の復興対策 ————— 66 第6節 義援金の受入れ, 配分 第7節 激甚災害の指定 第8節 災害対応の検証	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
1	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的と構成</p> <p>平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震と地震に伴い発生した大津波(以下、東日本大震災という。)は、人知を超えた猛威をふるい、県内で死者 1 万人を超える多くの人命を奪い、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えた、未曾有の大災害であった。このような災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、今後は、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、強い揺れや長い揺れを感じた場合に、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ安全な場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、県民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を軽減していくことを目指していく。</p> <p>また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えていく。</p> <p>(略)</p> <p>第5 基本方針</p> <p>大規模災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。</p> <p>また、地域全体のインフラ強化、地域住民の自助・共助力の発揮、行政機関の業務継続力の強化などによる災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地域が主体となりつつも国・県・市町村・団体等が総力を結集して、県勢の復興とさらなる発展を目指す。</p> <p>1 「減災」に向けた対策の推進</p> <p>東日本大震災の教訓を踏まえ、同震災クラスの地震を想定した防災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの地震に対しては、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講じることが重要である。</p> <p>そのため、耐震化等のハード対策によって地震による被害をできるだけ軽減すると</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1節 計画の目的と構成</p> <p>平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震と地震に伴い発生した大津波(以下、東日本大震災という。)は、人知を超えた猛威をふるい、県内で死者 1 万人を超える多くの人命を奪い、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えた、未曾有の大災害であった。このような災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、今後は、東日本大震災をはじめとした過去の災害における教訓を踏まえ、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、強い揺れや長い揺れを感じた場合に、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ安全な場所に避難を開始するなど、避難行動をとることの重要性を啓発し、県民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を軽減していくことを目指していく。</p> <p>また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめていく。</p> <p>(略)</p> <p>第5 基本方針</p> <p>大規模災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。</p> <p>また、地域全体のインフラ強化、地域住民の自助・共助力の発揮、行政機関の業務継続力の強化などによる災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地域が主体となりつつも国・県・市町村・団体等が総力を結集して、県勢の復興とさらなる発展を目指す。</p> <p>1 「減災」に向けた対策の推進</p> <p>東日本大震災の教訓を踏まえ、同震災クラスの地震を想定した防災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの地震に対しては、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、対策を講じることが重要である。</p> <p>そのため、耐震化等のハード対策によって地震による被害をできるだけ軽減すると</p>	<p>改正災対法の 反映</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
2	<p>ともに、それを超える地震に対しては、防災教育の徹底など、ソフト対策により人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせる災害に備えなければならない。</p>	<p>ともに、それを超える地震に対しては、防災教育の徹底など、ソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフトを組み合わせる一体的に災害対策を推進する。</p> <p>また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。</p>	改正災害対策法の反映
4	<p>(略)</p> <p>5 自助・共助による取組の強化</p> <p>大規模災害時に県民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、県民一人ひとりが防災に対する意識を高め、県民、事業者自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、行政も後押しすることが必要である。</p> <p>そのため、県、市町村及び防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、県民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、県民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。</p>	<p>(略)</p> <p>5 自助・共助による取組の強化</p> <p>大規模災害時に県民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、県民一人ひとりが防災に対する意識を高め、県民、事業者自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、行政も後押しすることが必要である。</p> <p>そのため、国、県、市町村及び防災関係機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保することと合わせ、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、県民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、県民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。</p>	改正災害対策法の反映
5	<p>8 災害時要援護者対応</p> <p>高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者においては、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、避難所等での健康維持など、様々な過程において、多くの問題が介在している。</p> <p>そのため、平常時から災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、災害時要援護者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、避難場所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。</p>	<p>8 要配慮者への対応</p> <p>高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等、アレルギー等の慢性疾患を有する者等、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、避難所等での健康維持など、様々な過程において、多くの問題が介在している。</p> <p>そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、避難所や応急仮設住宅等における配慮等が必要である。</p> <p>また、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズや多様性に適切に対応する必要がある。</p>	改正災害対策法の反映
6	<p>(略)</p> <p>12 円滑な復旧・復興</p> <p>被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。</p>	<p>(略)</p> <p>12 迅速かつ円滑な復旧・復興</p> <p>被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。</p>	改正災害対策法の反映

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
7	第2節 各機関の役割と業務大綱	第2節 各機関の役割と業務大綱	
	第4 防災機関の業務大綱	第4 防災機関の業務大綱	
11	6 東北農政局 (略) (6) 災害時における <u>主要食料等の需給対策</u> (略)	6 東北農政局 (略) (6) 災害時における <u>応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡</u> (略)	農林水産省防災業務計画に基づき記載
12	8 東北経済産業局 (1) <u>災害時における応急復旧資機材・生活必需物資等の需給対策</u> (2) <u>災害時の物価安定対策</u> (3) <u>被災商工業者に対する支援</u> (略)	8 東北経済産業局 (1) <u>工業用水道の応急・復旧対策</u> (2) <u>災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策</u> (3) <u>産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援</u> (略)	経済産業省防災業務計画に基づき記載
	10 東北運輸局 (1) <u>鉄道・専用鉄道等の安全確保及び道路輸送対策</u> (2) <u>災害時における輸送用車両のあっせん確保及び海上応急輸送</u> (略)	10 東北運輸局 (1) <u>交通施設等の被害、公共交通機関の運行(航)状況等に関する情報収集及び伝達</u> (2) <u>緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援</u> (略)	国土交通省防災業務計画に基づき記載
13	13 仙台管区气象台 (略) (3) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び <u>警報・注意報</u> 、並びに台風、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達 (略) (5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成における <u>技術的な支援・協力</u> (略)	13 仙台管区气象台 (略) (3) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報、 <u>特別警報・警報・注意報</u> 、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及び <u>防災機関や報道機関を通じた住民への周知</u> (略) (5) 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に <u>関する技術的な支援・協力</u> (略)	気象庁防災業務計画に基づき記載 表現適正化
14	20 東日本電信電話株式会社宮城支店 (1) <u>電気通信事業用通信施設の安全確保</u> (2) <u>災害非常通信の調査及び気象警報等の伝達</u> (3) <u>通信ふくそうの緩和</u> 及び <u>重要な通信の確保</u> (略)	20 東日本電信電話株式会社宮城支店 (1) <u>災害に強く信頼性の高い通信設備の構築</u> (2) <u>電気通信システムの信頼性向上</u> (3) <u>災害時に重要通信を疎通させるための通信ふくそうの緩和</u> 、及び通信手段の確保 (4) <u>災害を受けた通信設備の早期復旧</u> (5) <u>災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携</u> (略)	内容適正化
15	23 日本放送協会仙台放送局	23 日本放送協会仙台放送局	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	<p>(1) <u>地震・津波情報等の放送</u></p> <p>(2) <u>災害情報等の放送</u></p> <p>(略)</p> <p>31 東北放送株式会社 <u>地震情報, 災害情報等の広報</u></p> <p>32 株式会社仙台放送 <u>地震情報, 災害情報等の広報</u></p> <p>33 株式会社宮城テレビ放送 <u>地震情報, 災害情報等の広報</u></p> <p>34 株式会社東日本放送 <u>地震情報, 災害情報等の広報</u></p> <p>35 株式会社エフエム仙台 <u>地震情報, 災害情報等の広報</u></p>	<p>_____ <u>災害情報等の放送</u></p> <p>(略)</p> <p>31 東北放送株式会社 _____<u>災害情報等の放送</u></p> <p>32 株式会社仙台放送 _____<u>災害情報等の放送</u></p> <p>33 株式会社宮城テレビ放送 _____<u>災害情報等の放送</u></p> <p>34 株式会社東日本放送 _____<u>災害情報等の放送</u></p> <p>35 株式会社エフエム仙台 _____<u>災害情報等の放送</u></p>	<p>表現適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																																																																																																																																																																																				
19	<p>第3節 宮城県を取り巻く地震環境</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 宮城県を取り巻く地震環境</p> <p>(略)</p>																																																																																																																																																																																					
22	<p>第3 宮城県内の地震観測体制</p> <p>昭和 53 年 6 月 12 日宮城県沖地震発生後に、国の地震予知連絡会は、同年 8 月に地震の起きる可能性が他の地域より高いと考えられる全国 8 地域を「特定観測地域」として選定し、本県東部は「宮城県東部福島県東部」と指定され、国でもこの地域を震源とする地震を重視してきた。</p> <p>その後、全国的に地震観測網が整備され、現在では県内全市町村に震度計等 (84 箇所) が設置されているほか、沿岸地域には潮位計等 (19 基) が設置されている。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 宮城県内の地震観測体制</p> <p>昭和 53 年 6 月 12 日宮城県沖地震発生後に、国の地震予知連絡会は、同年 8 月に地震の起きる可能性が他の地域より高いと考えられる全国 8 地域を「特定観測地域」として選定し、本県東部は「宮城県東部福島県東部」と指定され、国でもこの地域を震源とする地震を重視してきた。</p> <p>その後、全国的に地震観測網が整備され、現在では県内全市町村に震度計等 (87 箇所) が設置されているほか、沿岸地域には潮位計等 (19 基) が設置されている。</p> <p>(略)</p>	数値修正																																																																																																																																																																																				
25	<p>宮城県に被害を及ぼした主な地震</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>西暦 (和暦)</th> <th>地域 (名称)</th> <th>M</th> <th>主な被害</th> <th>被害の出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>869. 7. 13 (貞観11)</td> <td>三陸沿岸</td> <td>8.3</td> <td>(家屋倒壊、圧死者多く、津波による多賀城下で溺死者1,000。)</td> <td>宮城県</td> </tr> <tr> <td>1611.12. 2 (慶長16)</td> <td>三陸沿岸および北海道東岸</td> <td>8.1</td> <td>(津波があり、伊達領で溺死者1,783、南東部、津軽で人馬の死3,000以上。)</td> <td>新編日本被害地震総覧</td> </tr> <tr> <td>1646. 6. 9 (正保 3)</td> <td>陸前・岩代・下野</td> <td>6.5~6.7</td> <td>仙台城・白石城で被害。</td> <td>理科年表</td> </tr> <tr> <td>1793. 2. 17 (寛政 5)</td> <td>陸前・陸中・磐城</td> <td>8~8.4</td> <td>仙台藩で死者12、家屋破損1,060以上。</td> <td>新編日本被害地震総覧</td> </tr> <tr> <td>1835. 7. 20 (天保 6)</td> <td>仙台</td> <td>7</td> <td>仙台城石垣破損。</td> <td>新編日本被害地震総覧</td> </tr> <tr> <td>1896. 6. 15 (明治29)</td> <td>(明治三陸地震)</td> <td>8.2</td> <td>津波による被害。死者3,452、負傷者1,241、家屋倒壊854、同流出3,121。</td> <td>新編日本被害地震総覧</td> </tr> <tr> <td>1900. 5. 12 (明治33)</td> <td>宮城県北部</td> <td>7.0</td> <td>遠田郡で被害最大。死者13、負傷者4、家屋全壊44。</td> <td>新編日本被害地震総覧</td> </tr> <tr> <td>1933. 3. 3 (昭和 8)</td> <td>(三陸地震)</td> <td>8.1</td> <td>津波による被害。死者・行方不明308、負傷者145、家屋倒壊528、同流出950。</td> <td>新編日本被害地震総覧</td> </tr> <tr> <td>1960. 5. 23 (昭和35)</td> <td>(チリ地震津波)</td> <td>9.5</td> <td>津波による被害。死者・行方不明54、負傷者641、建物全壊977、建物流失434。</td> <td>新編日本被害地震総覧</td> </tr> <tr> <td>1962. 4. 30 (昭和37)</td> <td>(宮城県北部地震)</td> <td>6.5</td> <td>田尻町、南方村を中心に被害。死者3、負傷者272、住家全壊340。</td> <td>新編日本被害地震総覧</td> </tr> <tr> <td>1978. 6. 12 (昭和53)</td> <td>(1978年宮城県沖地震)</td> <td>7.4</td> <td>死者27、負傷者1,273、住家全壊1,180。</td> <td>新編日本被害地震総覧</td> </tr> <tr> <td>2003. 5. 26 (平成15)</td> <td>宮城県沖 (三陸沖地震)</td> <td>7.1</td> <td>重軽傷者64、住家半壊11、一部破損1,033。</td> <td>宮城県 (平成15年6月19日最終報告)</td> </tr> <tr> <td>2003. 7. 26 (平成15)</td> <td>宮城県北部 (宮城県北部連続地震)</td> <td>6.4</td> <td>重軽傷者675、住家全壊1,276、半壊3,809、一部破損10,975</td> <td>宮城県 (平成16年3月12日確定報)</td> </tr> <tr> <td>2005. 8. 16 (平成17)</td> <td>宮城県沖</td> <td>7.2</td> <td>負傷者79</td> <td>宮城県 (平成17年7月27日確定報)</td> </tr> <tr> <td>2008. 6. 14 (平成20)</td> <td>岩手・宮城内陸地震</td> <td>7.2</td> <td>死亡者14、負傷者365、住家全壊28、半壊141、一部破損1,733</td> <td>宮城県 (平成23年4月29日現在)</td> </tr> <tr> <td>2011. 3. 11 (平成23)</td> <td>東北地方太平洋沖地震</td> <td>9.0</td> <td>死亡者10,402、行方不明者1,324、住家全壊85,414</td> <td>宮城県 (平成24年11月30日現在)</td> </tr> <tr> <td>2011. 4. 7 (平成23)</td> <td>宮城県沖 (東北地方太平洋沖地震の余震)</td> <td>7.2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>地震調査研究推進本部地震調査委員会編(2009)に加筆</p>	西暦 (和暦)	地域 (名称)	M	主な被害	被害の出典	869. 7. 13 (貞観11)	三陸沿岸	8.3	(家屋倒壊、圧死者多く、津波による多賀城下で溺死者1,000。)	宮城県	1611.12. 2 (慶長16)	三陸沿岸および北海道東岸	8.1	(津波があり、伊達領で溺死者1,783、南東部、津軽で人馬の死3,000以上。)	新編日本被害地震総覧	1646. 6. 9 (正保 3)	陸前・岩代・下野	6.5~6.7	仙台城・白石城で被害。	理科年表	1793. 2. 17 (寛政 5)	陸前・陸中・磐城	8~8.4	仙台藩で死者12、家屋破損1,060以上。	新編日本被害地震総覧	1835. 7. 20 (天保 6)	仙台	7	仙台城石垣破損。	新編日本被害地震総覧	1896. 6. 15 (明治29)	(明治三陸地震)	8.2	津波による被害。死者3,452、負傷者1,241、家屋倒壊854、同流出3,121。	新編日本被害地震総覧	1900. 5. 12 (明治33)	宮城県北部	7.0	遠田郡で被害最大。死者13、負傷者4、家屋全壊44。	新編日本被害地震総覧	1933. 3. 3 (昭和 8)	(三陸地震)	8.1	津波による被害。死者・行方不明308、負傷者145、家屋倒壊528、同流出950。	新編日本被害地震総覧	1960. 5. 23 (昭和35)	(チリ地震津波)	9.5	津波による被害。死者・行方不明54、負傷者641、建物全壊977、建物流失434。	新編日本被害地震総覧	1962. 4. 30 (昭和37)	(宮城県北部地震)	6.5	田尻町、南方村を中心に被害。死者3、負傷者272、住家全壊340。	新編日本被害地震総覧	1978. 6. 12 (昭和53)	(1978年宮城県沖地震)	7.4	死者27、負傷者1,273、住家全壊1,180。	新編日本被害地震総覧	2003. 5. 26 (平成15)	宮城県沖 (三陸沖地震)	7.1	重軽傷者64、住家半壊11、一部破損1,033。	宮城県 (平成15年6月19日最終報告)	2003. 7. 26 (平成15)	宮城県北部 (宮城県北部連続地震)	6.4	重軽傷者675、住家全壊1,276、半壊3,809、一部破損10,975	宮城県 (平成16年3月12日確定報)	2005. 8. 16 (平成17)	宮城県沖	7.2	負傷者79	宮城県 (平成17年7月27日確定報)	2008. 6. 14 (平成20)	岩手・宮城内陸地震	7.2	死亡者14、負傷者365、住家全壊28、半壊141、一部破損1,733	宮城県 (平成23年4月29日現在)	2011. 3. 11 (平成23)	東北地方太平洋沖地震	9.0	死亡者10,402、行方不明者1,324、住家全壊85,414	宮城県 (平成24年11月30日現在)	2011. 4. 7 (平成23)	宮城県沖 (東北地方太平洋沖地震の余震)	7.2			<p>宮城県に被害を及ぼした主な地震</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>西暦 (和暦)</th> <th>地域 (名称)</th> <th>M</th> <th>主な被害</th> <th>被害の出典</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>869. 7. 13 (貞観11)</td> <td>三陸沿岸</td> <td>8.3</td> <td>(家屋倒壊、圧死者多く、津波による多賀城下で溺死者1,000。)</td> <td>宮城県</td> </tr> <tr> <td>1611.12. 2 (慶長16)</td> <td>三陸沿岸および北海道東岸</td> <td>8.1</td> <td>(津波があり、伊達領で溺死者1,783、南東部、津軽で人馬の死3,000以上。)</td> <td>新編日本被害地震総覧</td> </tr> <tr> <td>1646. 6. 9 (正保 3)</td> <td>陸前・岩代・下野</td> <td>6.5~6.7</td> <td>仙台城・白石城で被害。</td> <td>理科年表</td> </tr> <tr> <td>1793. 2. 17 (寛政 5)</td> <td>陸前・陸中・磐城</td> <td>8~8.4</td> <td>仙台藩で死者12、家屋破損1,060以上。</td> <td>新編日本被害地震総覧</td> </tr> <tr> <td>1835. 7. 20 (天保 6)</td> <td>仙台</td> <td>7</td> <td>仙台城石垣破損。</td> <td>新編日本被害地震総覧</td> </tr> <tr> <td>1896. 6. 15 (明治29)</td> <td>(明治三陸地震)</td> <td>8.2</td> <td>津波による被害。死者3,452、負傷者1,241、家屋倒壊854、同流出3,121。</td> <td>新編日本被害地震総覧</td> </tr> <tr> <td>1900. 5. 12 (明治33)</td> <td>宮城県北部</td> <td>7.0</td> <td>遠田郡で被害最大。死者13、負傷者4、家屋全壊44。</td> <td>新編日本被害地震総覧</td> </tr> <tr> <td>1933. 3. 3 (昭和 8)</td> <td>(三陸地震)</td> <td>8.1</td> <td>津波による被害。死者・行方不明308、負傷者145、家屋倒壊528、同流出950。</td> <td>新編日本被害地震総覧</td> </tr> <tr> <td>1960. 5. 23 (昭和35)</td> <td>(チリ地震津波)</td> <td>9.5</td> <td>津波による被害。死者・行方不明54、負傷者641、建物全壊977、建物流失434。</td> <td>新編日本被害地震総覧</td> </tr> <tr> <td>1962. 4. 30 (昭和37)</td> <td>(宮城県北部地震)</td> <td>6.5</td> <td>田尻町、南方村を中心に被害。死者3、負傷者272、住家全壊340。</td> <td>新編日本被害地震総覧</td> </tr> <tr> <td>1978. 6. 12 (昭和53)</td> <td>(1978年宮城県沖地震)</td> <td>7.4</td> <td>死者27、負傷者1,273、住家全壊1,180。</td> <td>新編日本被害地震総覧</td> </tr> <tr> <td>2003. 5. 26 (平成15)</td> <td>宮城県沖</td> <td>7.1</td> <td>重軽傷者64、住家半壊11、一部破損1,033。</td> <td>宮城県 (平成15年6月19日最終報告)</td> </tr> <tr> <td>2003. 7. 26 (平成15)</td> <td>宮城県北部</td> <td>6.4</td> <td>重軽傷者675、住家全壊1,276、半壊3,809、一部破損10,975</td> <td>宮城県 (平成16年3月12日確定報)</td> </tr> <tr> <td>2005. 8. 16 (平成17)</td> <td>宮城県沖</td> <td>7.2</td> <td>負傷者79</td> <td>宮城県 (平成17年7月27日確定報)</td> </tr> <tr> <td>2008. 6. 14 (平成20)</td> <td>平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震</td> <td>7.2</td> <td>死亡者14、負傷者365、住家全壊28、半壊141、一部破損1,733</td> <td>宮城県 (平成23年4月29日現在)</td> </tr> <tr> <td>2011. 3. 11 (平成23)</td> <td>平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震</td> <td>9.0</td> <td>死亡者10,402、行方不明者1,324、住家全壊85,414</td> <td>宮城県 (平成24年11月30日現在)</td> </tr> <tr> <td>2011. 4. 7 (平成23)</td> <td>宮城県沖 (東北地方太平洋沖地震の余震)</td> <td>7.2</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>地震調査研究推進本部地震調査委員会編(2009)に加筆</p>	西暦 (和暦)	地域 (名称)	M	主な被害	被害の出典	869. 7. 13 (貞観11)	三陸沿岸	8.3	(家屋倒壊、圧死者多く、津波による多賀城下で溺死者1,000。)	宮城県	1611.12. 2 (慶長16)	三陸沿岸および北海道東岸	8.1	(津波があり、伊達領で溺死者1,783、南東部、津軽で人馬の死3,000以上。)	新編日本被害地震総覧	1646. 6. 9 (正保 3)	陸前・岩代・下野	6.5~6.7	仙台城・白石城で被害。	理科年表	1793. 2. 17 (寛政 5)	陸前・陸中・磐城	8~8.4	仙台藩で死者12、家屋破損1,060以上。	新編日本被害地震総覧	1835. 7. 20 (天保 6)	仙台	7	仙台城石垣破損。	新編日本被害地震総覧	1896. 6. 15 (明治29)	(明治三陸地震)	8.2	津波による被害。死者3,452、負傷者1,241、家屋倒壊854、同流出3,121。	新編日本被害地震総覧	1900. 5. 12 (明治33)	宮城県北部	7.0	遠田郡で被害最大。死者13、負傷者4、家屋全壊44。	新編日本被害地震総覧	1933. 3. 3 (昭和 8)	(三陸地震)	8.1	津波による被害。死者・行方不明308、負傷者145、家屋倒壊528、同流出950。	新編日本被害地震総覧	1960. 5. 23 (昭和35)	(チリ地震津波)	9.5	津波による被害。死者・行方不明54、負傷者641、建物全壊977、建物流失434。	新編日本被害地震総覧	1962. 4. 30 (昭和37)	(宮城県北部地震)	6.5	田尻町、南方村を中心に被害。死者3、負傷者272、住家全壊340。	新編日本被害地震総覧	1978. 6. 12 (昭和53)	(1978年宮城県沖地震)	7.4	死者27、負傷者1,273、住家全壊1,180。	新編日本被害地震総覧	2003. 5. 26 (平成15)	宮城県沖	7.1	重軽傷者64、住家半壊11、一部破損1,033。	宮城県 (平成15年6月19日最終報告)	2003. 7. 26 (平成15)	宮城県北部	6.4	重軽傷者675、住家全壊1,276、半壊3,809、一部破損10,975	宮城県 (平成16年3月12日確定報)	2005. 8. 16 (平成17)	宮城県沖	7.2	負傷者79	宮城県 (平成17年7月27日確定報)	2008. 6. 14 (平成20)	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震	7.2	死亡者14、負傷者365、住家全壊28、半壊141、一部破損1,733	宮城県 (平成23年4月29日現在)	2011. 3. 11 (平成23)	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震	9.0	死亡者10,402、行方不明者1,324、住家全壊85,414	宮城県 (平成24年11月30日現在)	2011. 4. 7 (平成23)	宮城県沖 (東北地方太平洋沖地震の余震)	7.2			地震名称の適正化
西暦 (和暦)	地域 (名称)	M	主な被害	被害の出典																																																																																																																																																																																			
869. 7. 13 (貞観11)	三陸沿岸	8.3	(家屋倒壊、圧死者多く、津波による多賀城下で溺死者1,000。)	宮城県																																																																																																																																																																																			
1611.12. 2 (慶長16)	三陸沿岸および北海道東岸	8.1	(津波があり、伊達領で溺死者1,783、南東部、津軽で人馬の死3,000以上。)	新編日本被害地震総覧																																																																																																																																																																																			
1646. 6. 9 (正保 3)	陸前・岩代・下野	6.5~6.7	仙台城・白石城で被害。	理科年表																																																																																																																																																																																			
1793. 2. 17 (寛政 5)	陸前・陸中・磐城	8~8.4	仙台藩で死者12、家屋破損1,060以上。	新編日本被害地震総覧																																																																																																																																																																																			
1835. 7. 20 (天保 6)	仙台	7	仙台城石垣破損。	新編日本被害地震総覧																																																																																																																																																																																			
1896. 6. 15 (明治29)	(明治三陸地震)	8.2	津波による被害。死者3,452、負傷者1,241、家屋倒壊854、同流出3,121。	新編日本被害地震総覧																																																																																																																																																																																			
1900. 5. 12 (明治33)	宮城県北部	7.0	遠田郡で被害最大。死者13、負傷者4、家屋全壊44。	新編日本被害地震総覧																																																																																																																																																																																			
1933. 3. 3 (昭和 8)	(三陸地震)	8.1	津波による被害。死者・行方不明308、負傷者145、家屋倒壊528、同流出950。	新編日本被害地震総覧																																																																																																																																																																																			
1960. 5. 23 (昭和35)	(チリ地震津波)	9.5	津波による被害。死者・行方不明54、負傷者641、建物全壊977、建物流失434。	新編日本被害地震総覧																																																																																																																																																																																			
1962. 4. 30 (昭和37)	(宮城県北部地震)	6.5	田尻町、南方村を中心に被害。死者3、負傷者272、住家全壊340。	新編日本被害地震総覧																																																																																																																																																																																			
1978. 6. 12 (昭和53)	(1978年宮城県沖地震)	7.4	死者27、負傷者1,273、住家全壊1,180。	新編日本被害地震総覧																																																																																																																																																																																			
2003. 5. 26 (平成15)	宮城県沖 (三陸沖地震)	7.1	重軽傷者64、住家半壊11、一部破損1,033。	宮城県 (平成15年6月19日最終報告)																																																																																																																																																																																			
2003. 7. 26 (平成15)	宮城県北部 (宮城県北部連続地震)	6.4	重軽傷者675、住家全壊1,276、半壊3,809、一部破損10,975	宮城県 (平成16年3月12日確定報)																																																																																																																																																																																			
2005. 8. 16 (平成17)	宮城県沖	7.2	負傷者79	宮城県 (平成17年7月27日確定報)																																																																																																																																																																																			
2008. 6. 14 (平成20)	岩手・宮城内陸地震	7.2	死亡者14、負傷者365、住家全壊28、半壊141、一部破損1,733	宮城県 (平成23年4月29日現在)																																																																																																																																																																																			
2011. 3. 11 (平成23)	東北地方太平洋沖地震	9.0	死亡者10,402、行方不明者1,324、住家全壊85,414	宮城県 (平成24年11月30日現在)																																																																																																																																																																																			
2011. 4. 7 (平成23)	宮城県沖 (東北地方太平洋沖地震の余震)	7.2																																																																																																																																																																																					
西暦 (和暦)	地域 (名称)	M	主な被害	被害の出典																																																																																																																																																																																			
869. 7. 13 (貞観11)	三陸沿岸	8.3	(家屋倒壊、圧死者多く、津波による多賀城下で溺死者1,000。)	宮城県																																																																																																																																																																																			
1611.12. 2 (慶長16)	三陸沿岸および北海道東岸	8.1	(津波があり、伊達領で溺死者1,783、南東部、津軽で人馬の死3,000以上。)	新編日本被害地震総覧																																																																																																																																																																																			
1646. 6. 9 (正保 3)	陸前・岩代・下野	6.5~6.7	仙台城・白石城で被害。	理科年表																																																																																																																																																																																			
1793. 2. 17 (寛政 5)	陸前・陸中・磐城	8~8.4	仙台藩で死者12、家屋破損1,060以上。	新編日本被害地震総覧																																																																																																																																																																																			
1835. 7. 20 (天保 6)	仙台	7	仙台城石垣破損。	新編日本被害地震総覧																																																																																																																																																																																			
1896. 6. 15 (明治29)	(明治三陸地震)	8.2	津波による被害。死者3,452、負傷者1,241、家屋倒壊854、同流出3,121。	新編日本被害地震総覧																																																																																																																																																																																			
1900. 5. 12 (明治33)	宮城県北部	7.0	遠田郡で被害最大。死者13、負傷者4、家屋全壊44。	新編日本被害地震総覧																																																																																																																																																																																			
1933. 3. 3 (昭和 8)	(三陸地震)	8.1	津波による被害。死者・行方不明308、負傷者145、家屋倒壊528、同流出950。	新編日本被害地震総覧																																																																																																																																																																																			
1960. 5. 23 (昭和35)	(チリ地震津波)	9.5	津波による被害。死者・行方不明54、負傷者641、建物全壊977、建物流失434。	新編日本被害地震総覧																																																																																																																																																																																			
1962. 4. 30 (昭和37)	(宮城県北部地震)	6.5	田尻町、南方村を中心に被害。死者3、負傷者272、住家全壊340。	新編日本被害地震総覧																																																																																																																																																																																			
1978. 6. 12 (昭和53)	(1978年宮城県沖地震)	7.4	死者27、負傷者1,273、住家全壊1,180。	新編日本被害地震総覧																																																																																																																																																																																			
2003. 5. 26 (平成15)	宮城県沖	7.1	重軽傷者64、住家半壊11、一部破損1,033。	宮城県 (平成15年6月19日最終報告)																																																																																																																																																																																			
2003. 7. 26 (平成15)	宮城県北部	6.4	重軽傷者675、住家全壊1,276、半壊3,809、一部破損10,975	宮城県 (平成16年3月12日確定報)																																																																																																																																																																																			
2005. 8. 16 (平成17)	宮城県沖	7.2	負傷者79	宮城県 (平成17年7月27日確定報)																																																																																																																																																																																			
2008. 6. 14 (平成20)	平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震	7.2	死亡者14、負傷者365、住家全壊28、半壊141、一部破損1,733	宮城県 (平成23年4月29日現在)																																																																																																																																																																																			
2011. 3. 11 (平成23)	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震	9.0	死亡者10,402、行方不明者1,324、住家全壊85,414	宮城県 (平成24年11月30日現在)																																																																																																																																																																																			
2011. 4. 7 (平成23)	宮城県沖 (東北地方太平洋沖地震の余震)	7.2																																																																																																																																																																																					

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
39	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1 東日本大震災の主な特徴 (略)</p> <p>4 不十分な災害時要援護者対策 県内では、高齢者、障害者等の災害時要援護者について、災害時要援護者支援計画が策定された直後、あるいは未策定という市町村が多く、福祉避難所が被災し利用できなくなるなど、災害時要援護者への対策が十分とは言えなかった。 (略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 災害予防対策</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1 東日本大震災の主な特徴 (略)</p> <p>4 不十分な要配慮者対策 県内では、要配慮者について、_____支援計画が策定された直後、あるいは未策定という市町村が多く、福祉避難所が被災し利用できなくなるなど、要配慮者への対策が十分とは言えなかった。 (略)</p>	<p>改正災対法の反映</p>
40	<p>第2 基本的考え方 地震から県民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせるみやぎの県土づくり実現のため、県、市町村及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震に対し、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、建築物、交通インフラやライフライン等の耐震化といったハード対策と防災活動等のソフト対策とを組み合わせた地震災害予防対策を、総力を挙げて講じるものである。 (略)</p>	<p>第2 基本的考え方 地震から県民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせるみやぎの県土づくり実現のため、県、市町村及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震に対し、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、建築物、交通インフラやライフライン等の耐震化といったハード対策と防災活動等のソフト対策とを組み合わせた地震災害予防対策を、総力を挙げて講じるものである。 (略)</p>	<p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																																													
42	<p>第2節 地震に強いまちの形成</p> <p>(略)</p> <p>第5 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>知事は、地震防災対策特別措置法の施行に伴い、地震により著しい被害が生ずる恐れがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、地震防災緊急事業五箇年計画(以下「五箇年計画」という。)を策定している。</p> <p>1 計画期間</p> <p>(1) 第一次五箇年計画－平成8～12年度</p> <p>(2) 第二次五箇年計画－平成13～17年度</p> <p>(3) 第三次五箇年計画－平成18～22年度</p>	<p>第2節 地震に強いまちの形成</p> <p>(略)</p> <p>第5 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>知事は、地震防災対策特別措置法の施行に伴い、地震により著しい被害が生ずる恐れがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、地震防災緊急事業五箇年計画(以下「五箇年計画」という。)を策定している。</p> <p>1 計画期間</p> <p>(1) 第一次五箇年計画－平成8～12年度</p> <p>(2) 第二次五箇年計画－平成13～17年度</p> <p>(3) 第三次五箇年計画－平成18～22年度</p> <p><u>(4) 第四次五箇年計画－平成23～27年度</u></p>																																														
44	<p style="text-align: center;">事業主体別事業計画額一覧</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>宮城県</th> <th>市町村</th> <th>消防本部等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一次計画</td> <td>181,743</td> <td>42,372</td> <td>4,410</td> <td>228,525</td> </tr> <tr> <td>第二次計画</td> <td>69,243</td> <td>37,824</td> <td>6,266</td> <td>113,333</td> </tr> <tr> <td>第三次計画</td> <td>44,833</td> <td>48,893</td> <td>1,574</td> <td>95,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 事業対象地区</p> <p>第3次までの地震被害想定調査結果により、県内全域において震度4以上の強い揺れが観測され、かなりの規模で人的及び物的被害が生じることが予測されることから、県内全域を地震防災緊急事業五箇年計画の対象地区として設定している。</p> <p>3 対象事業の範囲</p> <p>(1) 避難地</p> <p>(2) 避難路</p> <p>(3) 消防用施設</p> <p>(4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路</p> <p>(5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設</p> <p>(6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設</p>		宮城県	市町村	消防本部等	合計	第一次計画	181,743	42,372	4,410	228,525	第二次計画	69,243	37,824	6,266	113,333	第三次計画	44,833	48,893	1,574	95,300	<p style="text-align: center;">事業主体別事業計画額一覧</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>宮城県</th> <th>市町村</th> <th>消防本部等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一次計画</td> <td>181,743</td> <td>42,372</td> <td>4,410</td> <td>228,525</td> </tr> <tr> <td>第二次計画</td> <td>69,243</td> <td>37,824</td> <td>6,266</td> <td>113,333</td> </tr> <tr> <td>第三次計画</td> <td>44,833</td> <td>48,893</td> <td>1,574</td> <td>95,300</td> </tr> <tr> <td><u>第四次計画</u></td> <td><u>931</u></td> <td><u>46,163</u></td> <td><u>3,918</u></td> <td><u>51,012</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 事業対象地区</p> <p>第3次までの地震被害想定調査結果により、県内全域において震度4以上の強い揺れが観測され、かなりの規模で人的及び物的被害が生じることが予測されることから、県内全域を地震防災緊急事業五箇年計画の対象地区として設定している。</p> <p>3 対象事業の範囲</p> <p>(1) 避難地</p> <p>(2) 避難路</p> <p>(3) 消防用施設</p> <p>(4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路</p> <p>(5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設</p> <p>(6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設</p>		宮城県	市町村	消防本部等	合計	第一次計画	181,743	42,372	4,410	228,525	第二次計画	69,243	37,824	6,266	113,333	第三次計画	44,833	48,893	1,574	95,300	<u>第四次計画</u>	<u>931</u>	<u>46,163</u>	<u>3,918</u>	<u>51,012</u>	時点修正
	宮城県	市町村	消防本部等	合計																																												
第一次計画	181,743	42,372	4,410	228,525																																												
第二次計画	69,243	37,824	6,266	113,333																																												
第三次計画	44,833	48,893	1,574	95,300																																												
	宮城県	市町村	消防本部等	合計																																												
第一次計画	181,743	42,372	4,410	228,525																																												
第二次計画	69,243	37,824	6,266	113,333																																												
第三次計画	44,833	48,893	1,574	95,300																																												
<u>第四次計画</u>	<u>931</u>	<u>46,163</u>	<u>3,918</u>	<u>51,012</u>																																												

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
43	<p>(7) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</p> <p>(8) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</p> <p>(9) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</p> <p>(10) 7～9までのほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの</p> <p>(11) 海岸保全施設</p> <p>(12) 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池</p> <p>(13) 地域防災拠点施設</p> <p>(14) 防災行政無線設備その他の施設又は設備</p> <p>(15) 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備</p> <p>(16) 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫</p> <p>(17) 救護設備等地震災害時における応急な措置に必要な設備又は資機材</p>	<p>(7) <u>公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</u></p> <p>(8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</p> <p>(9) <u>公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</u></p> <p>(10) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</p> <p>(11) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの</p> <p>(12) (7)～(11)までのほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの</p> <p>(13) 海岸保全施設又は河川管理施設</p> <p>(14) 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池</p> <p>(15) 地域防災拠点施設</p> <p>(16) 防災行政無線設備その他の施設又は設備</p> <p>(17) 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備</p> <p>(18) 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫</p> <p>(19) 救護設備等地震災害時における応急な措置に必要な設備又は資機材</p> <p>(20) <u>老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策</u></p>	<p>地震防災対策特別措置法の改正の反映</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
46	<p>第3節 地盤にかかる施設等の災害対策</p>	<p>第3節 地盤にかかる施設等の災害対策</p>	
50	<p>第4節 海岸保全施設等の整備 (略)</p>	<p>第4節 海岸保全施設等の整備 (略)</p>	
52	<p>第5 農地、農業施設 (略)</p> <p>3 ため池の点検及び改修 県は、大規模なため池について、老朽化、地震等により決壊や災害発生の恐れがあるものの点検を行い、計画的に改修を行う。</p>	<p>第5 農地、農業施設 (略)</p> <p>3 ため池の点検及び改修 県は、大規模なため池について、老朽化、地震等により決壊や災害発生の恐れがあるものの点検を行い、計画的に改修を行う。 <u>市町村は、地震による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。</u></p>	改正災対法の反映
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
53	<p>第5節 交通施設の災害対策 (略)</p> <p>第2 道路施設</p>	<p>第5節 交通施設の災害対策 (略)</p> <p>第2 道路施設</p>	
	<p>1 道路 (略)</p>	<p>1 道路 (略)</p>	
54	<p>(3) 信頼性の高い道路網の形成 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。</p>	<p>(3) 信頼性の高い道路網の形成 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。 <u>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</u></p>	改正道路法の反映
	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
57	<p>第6節 都市の防災対策 (略)</p>	<p>第6節 都市の防災対策 (略)</p>	
59	<p>第7節 建築物等の耐震化対策 (略)</p> <p>第2 公共建築物</p> <p>1 公共建築物全般の対策</p> <p>(1) 耐震性、不燃性の確保</p> <p>国、県、市町村及び施設管理者は、庁舎、警察署、消防署、学校等の行政関連施設、病院等の医療施設、社会福祉施設等災害時要援護者に関わる施設、劇場、駅等の不特定多数収容施設等、常に防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性の確保に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第7節 建築物等の耐震化対策 (略)</p> <p>第2 公共建築物</p> <p>1 公共建築物全般の対策</p> <p>(1) 耐震性、不燃性の確保</p> <p>国、県、市町村及び施設管理者は、庁舎、警察署、消防署、学校等の行政関連施設、病院等の医療施設、社会福祉施設等要配慮者に関わる施設、劇場、駅等の不特定多数収容施設等、常に防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性の確保に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
68	<p>第8節 ライフライン施設等の予防対策 (略)</p> <p>第5 電力施設 (略)</p>	<p>第8節 ライフライン施設等の予防対策 (略)</p> <p>第5 電力施設 (略)</p>	
70	<p>7 通信設備 <u>昭和53年宮城県沖地震後に見直した耐震設計基準値に基づき設計する。</u> (略)</p>	<p>7 通信設備 <u>通信設備を構成する通信機器及び関連する施設は、電力保安通信規程（J E A C 6 0 1 1 -2013）に示す耐震設計・対策を考慮した設計とする。</u> (略)</p>	内容適正化
71	<p>第7 電信・電話施設 1 設備の災害予防 電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。 (3) 災害対策用機器の配置 <u>可搬型無線機、ポータブル衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。</u></p> <p>4 電源確保とふくそう対策 <u>通信事業の管理者は、電源の確保等や地震発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。</u></p>	<p>第7 電信・電話施設 1 設備の災害予防 電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備等を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進し、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努める。 (3) 災害対策用機器の配置 <u>可搬型無線装置、衛星通信装置及び移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。</u></p> <p>4 停電とふくそう対策 <u>非常電源の確保_や地震発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講じる。</u></p>	内容適正化
71	<p>第9節 危険物施設等の予防対策 (略)</p>	<p>第9節 危険物施設等の予防対策 (略)</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
74	<p>第10節 防災知識の普及</p> <p>第1 目的 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、災害時要援護者を助ける、避難場所_____で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。 (略)</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底 2 住民への防災知識の普及 (3) 普及・啓発の実施 【住民等への普及・啓発を図る事項】</p>	<p>第10節 防災知識の普及</p> <p>第1 目的 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、<u>要配慮者</u>を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。 (略)</p> <p>第2 防災知識の普及、徹底 2 住民への防災知識の普及 (3) 普及・啓発の実施 【住民等への普及・啓発を図る事項】</p>	<p>改正対法の反映</p>
76	<p>(略)</p> <p>⑥家庭内での予防・安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄 ・ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備 ・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策 ・ ・ 出火防止等の対策の内容 ・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>⑥家庭内での予防・安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄 ・ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備 ・ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策 ・ <u>飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備</u> ・ 出火防止等の対策の内容 ・ 災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など <p>(略)</p>	<p>「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」反映</p>
77	<p>(4) <u>災害時要援護者</u>及び観光客等への配慮 イ <u>災害時要援護者</u>への配慮 県及び市町村は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、<u>高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者</u>に配慮し、地域において<u>災害時要援護者</u>を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。 (略)</p> <p>3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及 (略)</p> <p>(2) 海岸等の利用者に対しては、次により地震災害その他の災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。</p>	<p>(4) <u>要配慮者</u>及び観光客等への配慮 イ <u>要配慮者</u>への配慮 県及び市町村は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、<u>要配慮者</u>に配慮し、地域において<u>要配慮者</u>を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。 (略)</p> <p>3 海岸等利用者及び船舶への防災知識の普及 (略)</p> <p>(2) 海岸等の利用者に対しては、次により地震災害その他の災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。</p>	<p>改正対法の反映</p> <p>海上保安庁防</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
80	<p>ハ 特に第二管区海上保安本部は、<u>船舶への立入検査や訪船指導に併せて防災関係資料の配付等を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6 災害教訓の伝承</p> <p>1 資料の収集及び公開</p> <p>県及び市町村は、国と連携し、過去に起こった大__災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大__災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>また、県は、市町村からの資料の収集体制の構築に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>ハ __第二管区海上保安本部は、<u>巡視船艇職員等による船舶への立入検査又は訪船指導の際に、防災関係資料の配付等を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6 災害教訓の伝承</p> <p>1 資料の収集及び公開</p> <p>県及び市町村は、国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。</p> <p>また、県は、市町村からの資料の収集体制の構築に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>災害業務計画に基づき修正</p> <p>表現適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
82	<p>第11節 地震防災訓練の実施 (略)</p> <p>第2 防災訓練の実施とフィードバック (略)</p> <p>3 目的及び内容の明確な設定 県及び市町村は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。_____ (略)</p>	<p>第11節 地震防災訓練の実施 (略)</p> <p>第2 防災訓練の実施とフィードバック (略)</p> <p>3 目的及び内容の明確な設定 県及び市町村は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にした上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。<u>この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。</u> (略)</p>	連携の必要性を明記
84	<p>第4 市町村の防災訓練 市町村は、毎年、6月12日(みやぎ県民防災の日)、9月1日(防災の日)及び11月5日(津波防災の日)等に、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。 この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊、海上保安庁といった防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び多様な世代から多数の住民が参加し、<u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者</u>に配慮し、地域において<u>災害時要援護者</u>を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。 (略)</p>	<p>第4 市町村の防災訓練 市町村は、毎年、6月12日(みやぎ県民防災の日)、9月1日(防災の日)及び11月5日(津波防災の日)等に、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。 この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊、海上保安庁といった防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び多様な世代から多数の住民が参加し、<u>要配慮者</u>に配慮し、地域において<u>要配慮者</u>を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。 (略)</p>	改正災対法の反映
85	<p>第5 防災関係機関の防災訓練 (略)</p> <p>4 男女共同参画及び<u>災害時要援護者</u>の視点に立った訓練の実施 訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、<u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者</u>の視点に立ち、<u>災害時要援護者</u>本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。 (略)</p>	<p>第5 防災関係機関の防災訓練 (略)</p> <p>4 男女共同参画及び<u>要配慮者</u>の視点に立った訓練の実施 訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、<u>要配慮者</u>の視点に立ち、<u>要配慮者</u>本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。 (略)</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
87	<p>第12節 自主防災組織の育成 (略)</p> <p>第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割</p> <p>1 自主防災組織の必要性 大規模地震発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。 地震による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に<u>高齢者、障害者等災害時要援護者</u>の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。 (略)</p>	<p>第12節 地域における防災体制 (略)</p> <p>第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割</p> <p>1 自主防災組織の必要性 大規模地震発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。 地震による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、<u>要配慮者</u>の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。 (略)</p>	<p>自主防災組織及び地区防災計画を包括する節名に修正</p> <p>改正災対法の反映</p>
88	<p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>1 平常時の活動 (1) 訓練の実施等 イ～ホ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第4 自主防災組織の活動</p> <p>1 平常時の活動 (1) 訓練の実施等 イ～ホ (略)</p> <p>△ <u>避難所開設・運営訓練の実施</u> 災害発生時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、市町村担当者や施設管理者と協力し、必要なノウハウの習得に努める。 (略)</p>	<p>自助・共助の視点を反映</p>
89	<p>(4) <u>災害時要援護者の情報把握・共有</u> 高齢者、障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、<u>災害時要援護者の</u>了解を得た上で、平常時より、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。</p> <p>2 地震・津波発生時の活動 (略)</p> <p>(4) 避難の実施 市町村長の避難勧告又は警察官等から避難指示が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。 避難の実施に当たって、次の点に留意する。 (略)</p> <p>ハ <u>高齢者、障害者、その他自力で避難することが困難な災害時要援護者</u>に対しては、地域住民の協力の下に避難させる。</p>	<p>(4) <u>避難行動要支援者の情報把握・共有</u> <u>要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの</u>（以下「<u>避難行動要支援者</u>」という。）を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、<u>避難行動要支援者の</u>了解を得た上で、平常時より、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の把握及び関係者との共有に努める。</p> <p>2 地震・津波発生時の活動 (略)</p> <p>(4) 避難の実施 市町村長の避難勧告又は警察官等から避難指示が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。 避難の実施に当たって、次の点に留意する。 (略)</p> <p>ハ <u>避難行動要支援者</u>に対しては、地域住民の協力の下に避難させる。</p>	<p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
90	<p>(新設)</p> <p>(5) 給食・救援物資の配布及びその協力 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(5) <u>避難所開設・運営への参画</u> 災害発生時には、市町村の担当職員が被災し避難所への参集が遅れることなども想定されることから、<u>避難所の設置・運営において自主防災組織を中心とした住民が主体的に参画するよう努める。</u></p> <p>(6) 給食・救援物資の配布及びその協力 (略)</p> <p>第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、<u>当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。</u> この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、<u>当該地区の市町村と連携して防災活動を行う。</u> 市町村は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、<u>市町村地域防災計画に地区防災計画を定める。</u></p>	<p>自助・共助の視点を反映</p> <p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
91	<p>第13節 ボランティアの受入れ</p> <p>第1 目的</p> <p>東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やNPO等（以下、「ボランティア関係団体」という。）は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。</p> <p>一方、行政機関等防災関係機関は、_____そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第2 ボランティアの役割</p> <p>ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。</p> <p>1 生活支援に関する業務</p> <p>(1) 避難所_____の運営補助</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 専門的な知識を要する業務</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(9) その他専門的な技術・知識が必要な業務</p> <p>(略)</p>	<p>第13節 ボランティアの受入れ</p> <p>第1 目的</p> <p>東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体やNPO等（以下、「ボランティア関係団体」という。）は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。</p> <p>一方、行政機関等防災関係機関は、<u>ボランティアの自主性を尊重しつつ</u>、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第2 ボランティアの役割</p> <p>ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。</p> <p>1 生活支援に関する業務</p> <p>(1) <u>避難所及び災害ボランティアセンター</u>の運営補助</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 専門的な知識を要する業務</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>IT機器を利用した情報の受発信</u></p> <p>(10) その他専門的な技術・知識が必要な業務</p> <p>(略)</p>	<p>改正災対法の反映</p> <p>東日本大震災における活動内容を反映</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
96	<p>第14節 企業等の防災対策の推進 (略)</p> <p>第2 企業等の役割</p> <p>1 企業等の活動</p> <p>(2) 事業継続上の取組の実施</p> <p>企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定・運用するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等を行うなど、<u>事業継続上の取組の継続的な実施力の向上に努める。</u></p>	<p>第14節 企業等の防災対策の推進 (略)</p> <p>第2 企業等の役割</p> <p>1 企業等の活動</p> <p>(2) 事業継続上の取組の実施</p> <p>企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等を行うなど、<u>事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。</u></p> <p>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、<u>県及び市町村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</u></p>	<p>改正災対法の反映</p>
97	<p>(略)</p> <p>2 県、市町村及び防災関係機関の役割</p> <p>(2) 企業防災の取組支援</p> <p>県及び市町村は、企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定等に向けた企業からのニーズへの対応に取り組む。</p>	<p>(略)</p> <p>2 県、市町村及び防災関係機関の役割</p> <p>(2) 企業防災の取組支援</p> <p>県及び市町村は、企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定及び<u>事業継続マネジメント(BCM)構築等</u>に向けた企業からのニーズへの対応に取り組む。</p>	
98	<p>第15節 地震調査研究等の推進 (略)</p>	<p>第15節 地震調査研究等の推進 (略)</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
101	<p>第16節 情報通信網の整備 (略)</p> <p>第2 県における災害通信網の整備 (略)</p> <p>4 総合防災情報システムの機能拡充 (略)</p> <p>(2) 防災担当者が所持する携帯電話に気象警報及び震度情報(震度4以上), 津波警報・注意報を一斉伝達し, 緊急時における職員参集等, 迅速な初動体制の確保を図る。 (略)</p>	<p>第16節 情報通信網の整備 (略)</p> <p>第2 県における災害通信網の整備 (略)</p> <p>4 総合防災情報システムの機能拡充 (略)</p> <p>(2) 防災担当者が所持する携帯電話に気象警報及び震度情報(震度4以上), <u>大津波警報, 津波警報, 津波注意報</u>を一斉伝達し, 緊急時における職員参集等, 迅速な初動体制の確保を図る。 (略)</p>	表現適正化
106	<p>第3 市町村における災害通信網の整備 (略)</p> <p>4 地域住民等に対する通信手段の整備 (略)</p> <p>(3) <u>災害時要援護者</u>への配慮 市町村は各種福祉関連団体と協同し, 高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン, GPS機能付), デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他, 聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送, 視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話, 肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等, <u>災害時要援護者</u>個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。 (略)</p>	<p>第3 市町村における災害通信網の整備 (略)</p> <p>4 地域住民等に対する通信手段の整備 (略)</p> <p>(3) <u>要配慮者</u>への配慮 市町村は各種福祉関連団体と協同し, 高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン, GPS機能付), デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他, 聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送, 視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話, 肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等, <u>要配慮者</u>個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。 (略)</p>	改正災対法の反映
117	<p>第17節 職員の配備体制</p> <p>第4 防災関係機関等の配備体制 (略)</p> <p>3 <u>災害時要援護者</u>関連施設の体制整備 病院, 不特定多数の集客施設, 老人ホーム等災害時要援護者収容施設, 公営住宅, 教育施設等の管理者は, 大規模地震災害に備えて職員の緊急配備体制を整備する。 (略)</p>	<p>第17節 職員の配備体制</p> <p>第4 防災関係機関等の配備体制 (略)</p> <p>3 <u>要配慮者</u>関連施設の体制整備 病院, 不特定多数の集客施設, 老人ホーム等要配慮者収容施設, 公営住宅, 教育施設等の管理者は, 大規模地震災害に備えて職員の緊急配備体制を整備する。 (略)</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
120	<p>第18節 防災拠点等の整備</p> <p>第1 目的 震災時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・拡充を図る。 また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災活動拠点と関連づけて整備・拡充を図る。</p> <p>第2 防災拠点の整備</p> <p>1 県は、広域的な応援人員の集結や各種資機材・物資の集積が可能となる防災拠点施設として、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港への施設整備や既存施設の活用等を市町村と連携し検討する。</p> <p>2 県は、防災拠点施設について、平常時の一般県民向けの防災教育施設としての利用についても検討する。</p> <p>3 県は、地域における防災拠点にも活用できる県合同庁舎について、老朽化が進んでいるものについて改築及び耐震化を進める。</p> <p>4 市町村は、庁舎の耐震化及び大規模地震災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努める。 また、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備充実にも努める。</p> <p>5 防災関係機関は、災害対策を講じる上で重要となる拠点の耐震化を図るとともに、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要な防災活動拠点の整備充実にも努める。 (略)</p>	<p>第18節 防災拠点等の整備</p> <p>第1 目的 震災時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、早急に整備・拡充を図る。 また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災活動拠点と関連づけて整備・拡充を図る。</p> <p>第2 防災拠点の整備</p> <p>1 県は、広域的な応援人員の集結や各種資機材・物資の集積が可能となる防災拠点施設として、道路、河川、都市公園、海岸隣接部及び港湾・漁港への施設整備や既存施設の活用等を市町村と連携し検討する。 <u>また、交通輸送上の利便性、中心市街地との近接性及び基幹災害拠点病院との連携等を考慮した上で、県域をカバーする広域防災拠点の整備を図る。</u></p> <p>2 県は、防災拠点施設について、平常時の一般県民向けの防災教育施設としての利用についても検討する。</p> <p>3 県は、地域における防災拠点にも活用できる県合同庁舎について、老朽化が進んでいるものについて改築及び耐震化を進める。</p> <p>4 市町村は、庁舎の耐震化及び大規模地震災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努める。 また、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備充実にも努める。</p> <p>5 防災関係機関は、災害対策を講じる上で重要となる拠点の耐震化を図るとともに、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要な防災活動拠点の整備充実にも努める。 (略)</p>	<p>現在の施策を踏まえ追加</p>
122			

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
123	<p>第19節 相互応援体制の整備 (略)</p>	<p>第19節 相互応援体制の整備 (略)</p>	
125	<p>第7 他都道府県との応援体制の整備 1 北海道・東北8道県における相互応援 (略) (1) 自主的な相互応援 (略) ※ 宮城県が被災した場合のへりによる緊急被災情報収集体制...(正) <u>山形県</u>(副) <u>福島県</u></p>	<p>第7 他都道府県との応援体制の整備 1 北海道・東北8道県における相互応援 (略) (1) 自主的な相互応援 (略) ※ 宮城県が被災した場合のへりによる緊急被災情報収集体制...(正) <u>福島県</u>(副) <u>山形県</u></p>	内容適正化
127	<p>9 警察災害派遣隊の編成 警察災害派遣隊は、全国すべての都道府県警察に設置され、広域緊急援助隊等の即応部隊及び特別警備部隊等の一般部隊で編成されている。 警察災害派遣隊は、国内において大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合、都道府県の枠を超えて迅速に出動し、直ちに被害情報や交通情報の収集、被災者の救出・救助、緊急交通路の確保、検視・検分等の活動に従事する。 なお、本県の警察においては、次のとおり配備、充実を図る。 1 警察は、警察災害派遣隊の編成と同部隊の整備、充実を図る。 (略)</p>	<p>第9 警察災害派遣隊の編成 警察災害派遣隊は、全国すべての都道府県警察に設置され、広域緊急援助隊等の即応部隊及び特別警備部隊等の一般部隊で編成されている。 警察災害派遣隊は、国内において大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合、都道府県の枠を超えて迅速に出動し、直ちに被害情報や交通情報の収集、被災者の救出・救助、緊急交通路の確保、検視・検分等の活動に従事する。 なお、本県の警察においては、次のとおり配備、充実を図る。 1 警察は、警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実を通じて、<u>広域的な派遣体制の整備</u>を図る。 (略)</p>	内容適正化
129	<p>第15 関係団体との連携強化 県及び市町村は、他市町村等関係機関や、平常時からその所管事務に関係する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施する_____など、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。 (略)</p>	<p>第15 関係団体との連携強化 県及び市町村は、他市町村等関係機関や、平常時からその所管事務に関係する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し訓練を実施する<u>ほか、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図る</u>など、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。 (略)</p>	内容適正化

頁	修正前	修正後	備考																																										
130	第20節 医療救護体制の整備	第20節 医療救護体制の整備																																											
133	第2 医療救護体制の整備	第2 医療救護体制の整備																																											
	1 県の役割	1 県の役割																																											
	(4) 災害拠点病院(宮城DMAT指定病院)	(4) 災害拠点病院(宮城DMAT指定病院)																																											
	イ 県は、災害医療に関して中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」を県内に1か所、「地域災害拠点病院」を地域災害医療支部管内ごとに設置する。	イ 県は、災害医療に関して中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」を県内に1か所、「地域災害拠点病院」を地域災害医療支部管内ごとに設置する。																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害拠点病院</th> <th>地域災害医療支部</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>全県</td> <td>国立病院機構仙台医療センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">地域災害拠点病院</td> <td>仙南</td> <td>みやぎ県南中核病院，公立刈田総合病院*</td> </tr> <tr> <td>仙台</td> <td>東北大学病院，仙台市立病院，東北労災病院，仙台赤十字病院，仙台オープン病院*，東北厚生年金病院，坂総合病院</td> </tr> <tr> <td>大崎</td> <td>大崎市民病院</td> </tr> <tr> <td>栗原</td> <td>栗原中央病院*</td> </tr> <tr> <td>登米</td> <td>登米市立登米市民病院*</td> </tr> <tr> <td>石巻</td> <td>石巻赤十字病院</td> </tr> <tr> <td>気仙沼</td> <td>気仙沼市立病院*</td> </tr> </tbody> </table>	災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名	基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター	地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院，公立刈田総合病院*	仙台	東北大学病院，仙台市立病院，東北労災病院，仙台赤十字病院，仙台オープン病院*，東北厚生年金病院，坂総合病院	大崎	大崎市民病院	栗原	栗原中央病院*	登米	登米市立登米市民病院*	石巻	石巻赤十字病院	気仙沼	気仙沼市立病院*	<table border="1"> <thead> <tr> <th>災害拠点病院</th> <th>地域災害医療支部</th> <th>病院名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹災害拠点病院</td> <td>全県</td> <td>国立病院機構仙台医療センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">地域災害拠点病院</td> <td>仙南</td> <td>みやぎ県南中核病院，公立刈田総合病院*</td> </tr> <tr> <td>仙台</td> <td>東北大学病院，仙台市立病院，東北労災病院，仙台赤十字病院，仙台オープン病院*，東北薬科大学病院，坂総合病院</td> </tr> <tr> <td>大崎</td> <td>大崎市民病院</td> </tr> <tr> <td>栗原</td> <td>栗原中央病院*</td> </tr> <tr> <td>登米</td> <td>登米市立登米市民病院*</td> </tr> <tr> <td>石巻</td> <td>石巻赤十字病院</td> </tr> <tr> <td>気仙沼</td> <td>気仙沼市立病院*</td> </tr> </tbody> </table>	災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名	基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター	地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院，公立刈田総合病院*	仙台	東北大学病院，仙台市立病院，東北労災病院，仙台赤十字病院，仙台オープン病院*，東北薬科大学病院，坂総合病院	大崎	大崎市民病院	栗原	栗原中央病院*	登米	登米市立登米市民病院*	石巻	石巻赤十字病院	気仙沼	気仙沼市立病院*	名称変更
災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名																																											
基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター																																											
地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院，公立刈田総合病院*																																											
	仙台	東北大学病院，仙台市立病院，東北労災病院，仙台赤十字病院，仙台オープン病院*，東北厚生年金病院，坂総合病院																																											
	大崎	大崎市民病院																																											
	栗原	栗原中央病院*																																											
	登米	登米市立登米市民病院*																																											
	石巻	石巻赤十字病院																																											
	気仙沼	気仙沼市立病院*																																											
災害拠点病院	地域災害医療支部	病院名																																											
基幹災害拠点病院	全県	国立病院機構仙台医療センター																																											
地域災害拠点病院	仙南	みやぎ県南中核病院，公立刈田総合病院*																																											
	仙台	東北大学病院，仙台市立病院，東北労災病院，仙台赤十字病院，仙台オープン病院*，東北薬科大学病院，坂総合病院																																											
	大崎	大崎市民病院																																											
	栗原	栗原中央病院*																																											
	登米	登米市立登米市民病院*																																											
	石巻	石巻赤十字病院																																											
	気仙沼	気仙沼市立病院*																																											
	(注)*は平成25年までにDMATを整備し，宮城DMAT指定病院となるものとする。	(注)*は平成25年度中にDMATを整備し，宮城DMAT指定病院となるものとする。																																											

頁	修正前	修正後	備考
134	<p style="text-align: center;">宮城県災害拠点病院位置図</p>	<p style="text-align: center;">宮県災害拠点病院位置図</p>	
136	<p>(略)</p> <p>2 市町村の役割</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療救護所の指定</p> <p>(略)</p> <p>ロ 市町村は、<u>障害者などの要援護者が避難する福祉避難所</u>，あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、地域災害医療支部に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。</p>	<p>(略)</p> <p>2 市町村の役割</p> <p>(略)</p> <p>(2) 医療救護所の指定</p> <p>(略)</p> <p>ロ 市町村は、<u>要配慮者が避難する福祉避難所</u>，あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、地域災害医療支部に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
142	<p>第21節 火災予防対策 (略)</p>	<p>第21節 火災予防対策 (略)</p>	
146	<p>第22節 緊急輸送体制の整備 (略)</p>	<p>第22節 緊急輸送体制の整備 (略)</p>	
147	<p>第3節 緊急輸送道路の確保 (略)</p> <p>3 交通規制等交通管理体制の整備 県警察本部は、災害時の交通規制を行うために定める緊急交通路を確保するため、必要な安全施設の整備事業又は交通管理対策に関して定める。 (略)</p> <p>(2) 交通管理体制及び交通管制施設等の整備 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第3節 緊急輸送道路の確保 (略)</p> <p>3 交通規制等交通管理体制の整備 県警察本部は、災害時の交通規制を行うために定める緊急交通路を確保するため、必要な安全施設の整備事業又は交通管理対策に関して定める。 (略)</p> <p>(2) 交通管理体制及び交通管制施設等の整備 (略)</p> <p>△ <u>信号機滅灯対策の推進</u> <u>道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。</u></p>	<p>改正災対法の反映</p>
148	<p>4 道路啓開体制の整備 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者との協定等の締結に努める。 また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、____道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。 (略)</p>	<p>(3) 災害発生時の運転者の義務の周知 災害発生時において、災害応急対策等に必要の人員、物資等の緊急輸送等を確保するために交通規制が実施された場合の、できる限り安全な方法により車両を左側に停止させる、避難のために車を利用しない、といった車両の運転者の義務等について周知を図る。</p> <p>4 道路啓開体制の整備 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。 また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。 (略)</p>	<p>改正道路法の反映</p>
149	<p>第7節 港湾・漁港機能の確保 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、____発災時における港湾____機能の維持・継続のための対策を検討する。</p>	<p>第7節 港湾・漁港機能の確保 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、<u>港湾広域防災協議会等を通じて</u>発災時における港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。</p>	<p>改正港湾法の反映</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
150	<p>第23節 避難対策</p> <p>第1 目的 大規模地震災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、県、市町村は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての____避難場所・避難場所へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に<u>県民等</u>が円滑に避難できるよう、避難対策を強化する。 (略)</p> <p>第3 避難場所の確保</p> <p>1 市町村の対応</p> <p>(1) 避難場所の指定及び周知徹底 市町村は、大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民_が一時避難するための場所について_都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設_を対象として、管理者の同意を得た上で、____必要な数、規模の避難場所をあらかじめ定めておき、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底に努める。また、万一指定____避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な緊急避難場所を目指す必要が生じることについても、周知徹底に努める。</p> <p>(2) 公共用地等の有効活用 市町村は、____避難場所の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。</p> <p>(3) 教育施設等を指定する場合の対応 市町村は、学校等教育施設(私立学校を含む)を____避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。</p>	<p>第23節 避難対策</p> <p>第1 目的 大規模地震災害時には、避難者が多数発生するおそれがある。このため、県、市町村は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての<u>指定緊急避難場所</u>・避難場所へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に<u>住民や外来者</u>が円滑に避難できるよう、避難対策を強化する。 (略)</p> <p>第3 避難場所の確保</p> <p>1 市町村の対応</p> <p>(1) <u>指定緊急避難場所</u>の指定及び周知徹底 市町村は、大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民等が一時避難するための場所について、_都市公園、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設等を対象に、管理者の同意を得た上で、<u>災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所として</u>、必要な数、規模の施設等をあらかじめ<u>指定し</u>、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。また、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な<u>指定緊急避難場所</u>を目指す必要が生じることについても、周知徹底に努める。</p> <p>(2) 公共用地等の有効活用 市町村は、<u>指定緊急避難場所</u>の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。</p> <p>(3) 教育施設等を指定する場合の対応 市町村は、学校等教育施設(私立学校を含む)を<u>指定緊急避難場所</u>として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。</p>	<p>改正災対法の反映 表現適正化</p>
151	<p>(4) 交流拠点の____避難場所への活用 市町村は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを緊急時の避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。</p> <p>(5) 備蓄倉庫及び通信設備の確保 市町村は、____避難場所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。</p>	<p>(4) 交流拠点の<u>指定緊急避難場所</u>への活用 市町村は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを<u>指定緊急</u>緊急時の避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。</p> <p>(5) 備蓄倉庫及び通信設備の確保 市町村は、<u>指定緊急避難場所</u>と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。</p>	<p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
151	<p>(6) <u>___避難場所の条件</u></p> <p><u>避難場所として指定する場合、高齢者、障害者、幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう行政区別に指定し、___次の条件に留意する。</u></p> <p><u>イ 建物は十分な耐震性を有すること。</u></p> <p><u>ロ 火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること。</u></p> <p><u>ハ 津波浸水深以上の高さを有し、浸水等の被害のおそれのない場所であること。</u></p> <p><u>ニ 地割れ、崖崩れのおそれのない場所であること。</u></p> <p><u>ホ 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。</u></p> <p><u>ヘ 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。</u></p> <p><u>ト 危険物施設等が近くにないこと。</u></p> <p><u>チ 夜間照明及び情報機器等を備えていること。</u></p> <p><u>リ 建物の場合は、<u>避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。</u></u></p> <p><u>ヌ 指定___避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。</u></p> <p><u>ル 被害情報入手に資する情報機器(戸別受信機、ラジオ等)が優先的に整備されていることが望ましい。</u></p> <p>2 県の対応</p> <p>県は、市町村で指定する___避難場所を補完するという観点から、広域的な避難場所について検討し、必要に応じて整備を図る。</p> <p>この場合、上記1のイ〜ルの条件のほか、道路交通の利便性にも留意する。</p> <p>第4 避難路の確保</p> <p>市町村は、___避難場所、___避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。</p> <p>(略)</p>	<p>(6) <u>指定緊急避難場所の指定基準等</u> <u>地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。</u></p> <p><u>イ 管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。</u></p> <p><u>ロ 当該施設が地震に対して安全な構造であること。又は、場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。</u></p> <p><u>また、上記基準のほか、次の条件に留意する。</u></p> <p><u>ハ 要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に<u>場所</u>を確保するよう行政区別に指定すること。</u></p> <p><u>ニ 津波浸水深以上の高さを有し、浸水等の被害のおそれのない場所であること。</u></p> <p><u>ホ 地割れ、崖崩れのおそれのない場所であること。</u></p> <p><u>ヘ 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。ただし、臨時ヘリポート等と重なる可能性があるため、事前に整合を確認すること。</u></p> <p><u>ト 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。</u></p> <p><u>チ 夜間照明及び情報機器等を備えていること。</u></p> <p><u>リ 建物の場合は、___換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい。</u></p> <p><u>ヌ 指定緊急避難場所及びその近辺で、2日程度宿泊できるだけの毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。</u></p> <p><u>ル 被害情報入手に資する情報機器(戸別受信機、ラジオ等)が優先的に整備されていることが望ましい。</u></p> <p>2 県の対応</p> <p>県は、市町村で指定する<u>指定緊急避難場所</u>を補完するという観点から、広域的な避難場所について検討し、必要に応じて整備を図る。</p> <p>この場合、上記1(6)の指定基準等のほか、道路交通の利便性にも留意する。</p> <p>第4 避難路の確保</p> <p>市町村は、<u>指定緊急避難場所</u>、<u>指定避難所</u>への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。</p> <p>(略)</p> <p>第5 避難路等の整備</p>	<p>改正災対法の反映</p> <p>表現適正化</p>
152	<p>第5 避難路等の整備</p>	<p>第5 避難路等の整備</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
153	<p>1 避難路・避難階段の整備・改善 県及び市町村は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難誘導標識等の設置 (1) 避難誘導標識等の整備 市町村は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、避難場所や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第6 避難誘導體制の整備 (略)</p> <p>3 災害時要援護者の避難誘導體制の整備 県及び市町村は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。</p> <p>第7 災害時要援護者の支援方策 1 災害時要援護者の支援方策の検討 県及び市町村は、地震等災害発生時に災害時要援護者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、災害時要援護者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。</p> <p>2 災害時要援護者の支援体制の整備 県及び市町村は、災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、災害時要援護者の了解を得た上で、平常時より災害時要援護者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、災害時要援護者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。</p> <p>(略)</p>	<p>1 避難路・避難階段の整備・改善 県及び市町村は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難誘導標識等の設置 (1) 避難誘導標識等の整備 市町村は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、避難場所や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第6 避難誘導體制の整備 (略)</p> <p>3 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備 県及び市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。</p> <p>第7 避難行動要支援者の支援方策 1 避難行動要支援者の支援方策の検討 県及び市町村は、地震等災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。</p> <p>2 避難行動要支援者の支援体制の整備 県及び市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の了解を得た上で、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。</p> <p>(略)</p>	<p>「外来者」を含む表記に修正</p> <p>就業者等の「外来者」を含む表記に修正</p> <p>改正災対法の反映</p>
154	<p>4 在宅者対応</p>	<p>4 在宅者対応</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
155	<p>(1) 情報共有及び避難支援計画の策定 市町村は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、<u>災害時要援護者</u>の了解を得た上で、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。</p> <p>(2) 避難支援に配慮した方策の検討 市町村は、避難支援計画を検討する中で、<u>災害時要援護者</u>を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討も行う。</p> <p>(略)</p> <p>5 外国人等への対応 県、市町村及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。 (1) 地域全体での<u>災害時要援護者</u>の支援体制の整備に努める。 (略)</p> <p>第9 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の対応 市町村は、下記の事項に留意し、避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。 また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。 なお、避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、<u>災害時要援護者</u>情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、<u>災害時要援護者</u>の避難支援の体制構築に配慮する。 (1) 避難の勧告又は指示を行う具体的な基準及び伝達方法 (2) 避難路及び避難経路、誘導方法 (3) _____避難場所の名称、所在地、収容人員 (4) _____避難所の名称、所在地、収容人員 (略)</p>	<p>(1) 情報共有及び避難支援計画の策定 市町村は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、<u>避難行動要支援者</u>の了解を得た上で、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。</p> <p>(2) 避難支援に配慮した方策の検討 市町村は、避難支援計画を検討する中で、<u>避難行動要支援者</u>を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討も行う。</p> <p>(略)</p> <p>5 外国人等への対応 県、市町村及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。 (1) 地域全体での<u>外国人や旅行者等</u>の支援体制の整備に努める。 (略)</p> <p>第9 避難計画の作成</p> <p>1 市町村の対応 市町村は、下記の事項に留意し、避難場所、避難経路などを明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。 また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。 なお、避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、<u>避難行動要支援者</u>情報の共有や、避難支援者をあらかじめ明確にしておくなど、<u>避難行動要支援者</u>の避難支援の体制構築に配慮する。 (1) 避難の勧告又は指示を行う具体的な基準及び伝達方法 (2) 避難路及び避難経路、誘導方法 (3) <u>指定緊急避難場所</u>の名称、所在地、収容人員 (4) <u>指定避難所</u>の名称、所在地、収容人員 (略)</p>	<p>表現適正化</p> <p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
157	<p>第24節 避難収容対策 (略)</p> <p>第2 避難所の確保</p> <p>1 避難所の選定と周知 市町村は、県と連携し、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を収容するための避難所として、避難収容施設をあらかじめ選定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。 この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。</p> <p>2 避難場所と避難所の違いの周知徹底 市町村は、避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を緊急に避難する避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。</p> <p>3 避難所の代替施設の指定 市町村は、避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。 また、県は、宿泊施設との連携に関し、旅行代理店や観光協会、旅館組合等と、災害時のホテル、旅館の活用方法について、事前に協定を結ぶなどの対策に努める。</p> <p>4 避難所の選定要件 (1) 「第23節 避難対策 第3 避難場所の確保」で示した条件を満たす場所に立地する施設であること。 (2) 救援、救護活動を実施することが可能であること。 (3) 給水、給食等の救助活動が可能であること。 (4) その他被災者が生活する上で当該市町村が適当と認める場所であること。</p>	<p>第24節 避難収容対策 (略)</p> <p>第2 避難所の確保</p> <p>1 指定避難所の指定と周知 市町村は、県と連携し、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を収容するための指定避難所として、避難収容施設をあらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難に当たっての方法を住民に周知する。 この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。</p> <p>2 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底 市町村は、避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を緊急に避難する避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。</p> <p>3 指定避難所の代替施設の指定 市町村は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。 また、県は、宿泊施設との連携に関し、旅行代理店や観光協会、旅館組合等と、災害時のホテル、旅館の活用方法について、事前に協定を結ぶなどの対策に努める。</p> <p>4 指定避難所の指定基準 (1) 規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。 (2) 構造条件：速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 (3) 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。 (4) 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。</p>	<p>改正災対法の反映</p>
158	<p>5 避難所の施設・設備の整備</p> <p>(1) 避難所の施設の整備 市町村は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、_____マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、公衆電話の電話回線等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。</p> <p>(2) 物資等の備蓄 市町村は、指定された避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、避難所ごと</p>	<p>5 避難所の施設・設備の整備</p> <p>(1) 避難所の施設の整備 市町村は、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、_____マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、公衆電話の電話回線等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。</p> <p>(2) 物資等の備蓄 市町村は、指定_____避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、避難所ごとに避難者</p>	<p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	<p>に避難者数を想定し、食料、飲料水、常備薬、炊きだし用具、毛布のほか、<u>災害時要援護者</u>に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</p> <p>6 避難所の運営・管理</p> <p>(1) 市町村は、住民等に対し、住民参加による避難所開設<u>訓練</u>等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めること。</p> <p>(2) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておく<u>こと</u>。</p> <p>(略)</p> <p>(9) <u>指定した避難所</u>については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努めること。</p> <p>7 県有施設を避難所とする場合の対応</p> <p>市町村は、県有施設を<u>避難所</u>として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分(施設ごとの個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努めること。</p> <p>8 学校等教育施設を避難所とする場合の対応</p> <p>(1) 運営体制等についての協議</p> <p>市町村は、学校等教育施設(私立学校を含む)を<u>避難所</u>として指定する場合、<u>あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等</u>と使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努めること。</p> <p>(略)</p> <p>9 福祉避難所の確保</p> <p>(1) 福祉避難所の整備及び指定</p> <p>市町村は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、<u>災害時要援護者</u>が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。</p>	<p>数を想定し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布のほか、<u>要配慮者</u>に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</p> <p>6 避難所の運営・管理</p> <p>(1) 市町村は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・<u>運営訓練</u>等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めること。</p> <p>(2) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておく<u>とともに、男女両方を配置するよう努めること</u>。</p> <p>(略)</p> <p>(9) <u>指定避難所</u>については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努めること。</p> <p>7 県有施設を避難所とする場合の対応</p> <p>市町村は、県有施設を<u>指定避難所</u>として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分(施設ごとの個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努めること。</p> <p>8 学校等教育施設を避難所とする場合の対応</p> <p>(1) 運営体制等についての協議</p> <p>市町村は、学校等教育施設(私立学校を含む)を<u>指定避難所</u>として指定する場合、<u>学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的であることを認識の上、</u>あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努めること。</p> <p>(略)</p> <p>9 福祉避難所の確保</p> <p>(1) 福祉避難所の整備及び指定</p> <p>市町村は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、<u>要配慮者</u>が介護・医療的ケアなどの相談等の必要な支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。</p> <p>(2) <u>福祉避難所の指定基準</u></p> <p><u>イ バリアフリー化など、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>ロ 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。</u></p> <p><u>ハ 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室</u></p>	<p>表現適正化</p> <p>「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の反映</p> <p>内容適正化</p> <p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
159	<p>(2) 他市町村での受入れ拠点の確保 市町村は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の災害時要援護者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。</p> <p>10 広域避難の対策 市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p>	<p><u>が可能な限り確保されること。</u></p> <p>(3) 他市町村での受入れ拠点の確保 市町村は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の<u>要配慮者</u>や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。</p> <p>10 広域避難の対策 市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。 <u>県は、広域避難その他被災者保護のために必要がある場合に、被災者の運送を円滑に実施できるよう、運送事業者等との協定の締結に努める。</u></p>	改正災害対法の反映
160	<p>第3 避難の長期化対策 2 生活環境の確保 県及び市町村は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者への配慮や、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 避難の長期化対策 2 生活環境の確保 県及び市町村は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど<u>要配慮者</u>への配慮や、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。</p> <p>(略)</p>	
162	<p>第6 帰宅困難者対策 (略) 9 帰宅支援対策 県及び市町村は、鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。 また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、<u>災害時要援護者</u>の交通手段の確保にも努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第6 帰宅困難者対策 (略) 9 帰宅支援対策 県及び市町村は、鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。 また、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、<u>要配慮者</u>の交通手段の確保にも努める。</p> <p>(略)</p>	
163	<p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備 1 情報伝達手段の確保 (2) 多様な主体への情報伝達体制の整備 県及び市町村は、<u>災害時要援護者</u>、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p>	<p>第7 被災者等への情報伝達体制等の整備 1 情報伝達手段の確保 (2) 多様な主体への情報伝達体制の整備 県及び市町村は、<u>要配慮者</u>、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
165	<p>第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保 (略)</p> <p>第4 食料及び生活物資等の備蓄 (略)</p> <p>5 備蓄物資の選定時の配慮 県及び市町村は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、<u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者</u>、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>第5 食料及び生活物資等の調達体制</p> <p>1 食料の調達</p> <p>(1) (略)</p> <p>イ 米穀については、<u>「緊急食料調達・供給体制整備要綱」(平成8年1月17日付け7総第891号農林水産事務次官依命通知)</u>等に基づく農林水産省からの供給体制の確保を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第25節 食料、飲料水及び生活物資の確保 (略)</p> <p>第4 食料及び生活物資等の備蓄 (略)</p> <p>5 備蓄物資の選定時の配慮 県及び市町村は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士の活用も図りつつ、<u>要配慮者</u>、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>第5 食料及び生活物資等の調達体制</p> <p>1 食料の調達</p> <p>(1) (略)</p> <p>イ 米穀については、<u>「農林水産省防災業務計画」(昭和38年9月6日付け38総第915号農林水産事務次官依命通知)</u>等に基づく農林水産省からの供給体制の確保を図る。</p> <p>(略)</p>	
167	<p>ホ その他副食品等については、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストアなどと、あらかじめ「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」の締結などを行う一方、宮城県食品工業協議会、宮城県味噌醤油工業協同組合及び小売業者等の協力を得るなどして、緊急時における供給体制の確立に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>ホ その他副食品等については、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストアなどと、あらかじめ「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」の締結などを行う一方、宮城県食品産業協議会、宮城県味噌醤油工業協同組合及び小売業者等の協力を得るなどして、緊急時における供給体制の確立に努める。</p> <p>(略)</p>	名称変更
168	<p>2 生活物資の調達 (略)</p> <p>なお、供給する物資の選定に当たっては、<u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者</u>、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。</p>	<p>2 生活物資の調達 (略)</p> <p>なお、供給する物資の選定に当たっては、<u>要配慮者</u>、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。</p>	
169	<p>第6 食料及び生活物資等の輸送体制の整備</p> <p>1 段階的な輸送体制の構築</p> <p>(1) 輸送体制構築の計画策定</p> <p>イ 災害直後は、現地の備蓄で対応</p> <p>ロ 被災市町村と連絡が取れない段階では、飲料水や食料などを、<u>自衛隊等の協力も得ながら</u>プッシュ型で早期に送付</p> <p>(略)</p>	<p>第6 食料及び生活物資等の輸送体制の整備 7</p> <p>1 段階的な輸送体制の構築</p> <p>(1) 輸送体制構築の計画策定</p> <p>イ 災害直後は、現地の備蓄で対応</p> <p>ロ 被災市町村と連絡が取れない段階では、飲料水や食料などを_____プッシュ型で早期に送付</p> <p>(略)</p>	内容適正化 (発災直後の人命救助優先)

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
172	<p>第26節 災害時要援護者・外国人対応</p> <p>第1 目的 大規模地震災害時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者(以下「要援護者」という。)、また県内に在住する外国人、あるいは団体旅行者等も被災することが考えられ、その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、県、市町村及び関係機関は、その対策について整備する。</p> <p>第2 高齢者、障害者等への対応 一般に要援護者と考えられる、障害者、介護を必要とする高齢者、ひとり暮らし高齢者、保護を必要とする児童等に関し、身体機能などを考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。このため、県、市町村、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設(以下「社会福祉施設等」という。)の管理者は、<u>要援護者の災害予防に万全を期す。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第26節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <p>第1 目的 大規模地震災害時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、また団体旅行者等も被災することが考えられ、その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、県、市町村及び関係機関は、その対策について整備する。</p> <p>第2 高齢者、障害者等への支援対策 一般に要配慮者と考えられる、障害者、介護を必要とする高齢者、ひとり暮らし高齢者、保護を必要とする児童等に関し、身体機能などを考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。このため、県、市町村、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設(以下「社会福祉施設等」という。)の管理者は、<u>要配慮者の災害予防に万全を期す。</u></p> <p>(略)</p>	<p>改正災対法の反映</p>
173	<p>2 在宅の要援護者の災害予防対策</p> <p>(1) <u>要援護者避難支援プランの策定</u> 市町村は、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月改訂、以下「ガイドライン」という。)等を参考に、<u>要援護者支援に係る全体的な考え方や要援護者一人ひとりに対する個別計画で構成する避難支援プランを作成するよう努める。</u> <u>個別計画では、要援護者の個々の把握により名簿を整備し、あらかじめ、一人ひとりの要援護者に対し、複数の避難支援者を定め、車による避難も含む支援方法、避難先を決めておくなど、要援護者を避難させるための具体的な計画を策定するよう努める。</u> <u>なお、要援護者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。</u></p> <p>(2) <u>要援護者の把握</u> 市町村は、災害による犠牲者となりやすい<u>要援護者の把握に努め、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。</u> なお、市町村は、<u>ガイドライン</u>に基づき、次の事項に留意し把握等を行う。</p>	<p>2 <u>要配慮者の災害予防対策</u></p> <p>(1) <u>市町村地域防災計画・全体計画の策定</u> 市町村は、<u>内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月策定、以下「取組指針」という。)</u>及び「<u>宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン</u>」(平成25年12月策定、以下「<u>ガイドライン</u>」という。)等を参考に、<u>地域防災計画に避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。その上で、地域防災計画の下位計画として全体計画を位置づけ、より細目的な内容を記載の上、策定するよう努める。</u></p> <p>(2) <u>要配慮者の把握</u> 市町村は、災害による犠牲者となりやすい<u>要配慮者の把握に努め、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。</u> なお、市町村は、<u>取組指針及びガイドライン</u>に基づき、次の事項に留意し把握等を行う。</p>	<p>新指針及びガイドラインの策定を反映</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
174	<p>イ <u>要援護者の所在把握</u> (イ) 市町村は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に<u>要援護者</u>をリストアップし、どのような<u>要援護者</u>(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。)がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめるように努める。この場合、災害時には防災関係機関等に開示されることなどについて事前に本人又はその家族から同意を得ておく。 また、平常時から要援護者と接している市町村の福祉部局、<u>社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。</u></p> <p>(ロ) 市町村は、自主防災組織や、自治会や町内会などの地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による所在把握の取組を推進する。</p> <p>ロ 所在情報の管理 (略)</p> <p>(ロ) 災害時における関係機関の役割を踏まえ、<u>要援護者</u>情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。 (略)</p>	<p>イ <u>要配慮者の所在把握</u> (イ) 市町村は、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に<u>要配慮者</u>をリストアップし、どのような<u>要配慮者</u>(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。)がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめるように努める。この場合、災害時には防災関係機関等に開示されることなどについて事前に本人又はその家族から同意を得ておく。</p> <p>(ロ) 市町村は、自主防災組織や、自治会や町内会などの地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による所在把握の取組を推進する。</p> <p>ロ 所在情報の管理 (略)</p> <p>(ロ) 災害時における関係機関の役割を踏まえ、<u>要配慮者</u>情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。 (略)</p> <p>(3) <u>避難行動要支援者名簿の整備</u> イ <u>名簿の作成・更新</u> 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、<u>避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したも</u> <u>のとなるよう、定期的に更新する。</u></p> <p>ロ <u>名簿の提供</u> 市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、<u>避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</u></p> <p>(4) <u>個別計画の策定</u> 市町村は、<u>避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載した個別計画が策定されるよう努める。</u> 個別計画の策定については、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援</p>	<p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
175	<p>(3) 支援体制の整備 市町村は、ガイドラインや手引きを参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し地域社会全体で要援護者を支援するための体制整備に努める。 なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、女性の積極的な参加が得られるよう努める。</p> <p>(4) 防災設備等の整備</p> <p>(5) 相互協力体制の整備 市町村は、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、<u>要援護者</u>の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、<u>要援護者の安全確保</u>に関する相互協力体制を整備する。</p> <p>(6) 情報伝達手段の普及 県及び市町村は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、<u>災害時要援護者</u>個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。</p> <p>3 福祉避難所の確保</p> <p>(1) 福祉避難所の整備・指定 市町村は、施設の津波や土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、<u>要援護者</u>のために特別な配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するよう努める。</p>	<p><u>事業所等の協力を得ながら進める。</u> <u>個別計画では、避難行動要支援者の個々の把握により名簿を整備し、あらかじめ、一人ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援者を定め、車による避難も含む支援方法、避難先を決めておくなど、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画を策定するよう努める。</u> なお、<u>避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援者の安全確保等にも十分留意する。</u></p> <p>(5) <u>避難行動要支援者の移送</u> <u>市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</u></p> <p>(6) 支援体制の整備 市町村は、ガイドラインや手引きを参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。 なお、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、女性の積極的な参加が得られるよう努める。</p> <p>(7) 防災設備等の整備</p> <p>(8) 相互協力体制の整備 市町村は、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、<u>要配慮者</u>の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、<u>要配慮者の安全確保</u>に関する相互協力体制を整備する。</p> <p>(9) 情報伝達手段の普及 県及び市町村は各種福祉関連団体と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、<u>要配慮者</u>個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。</p> <p>3 福祉避難所の確保</p> <p>(1) 福祉避難所の整備・指定 市町村は、施設の津波や土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリー化、避難スペースが確保されているなど、<u>要配慮者</u>のために特別な配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するよう努める。</p>	<p>時点修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
177	<p>(2) 市町村の域を超えた<u>要援護者</u>の受入れ体制の構築 市町村は、県と連携を図りながら、当該市町村での受入れが困難な在宅の<u>要援護者</u>を想定し、市町村の域を越えて受け入れる体制の構築に努める。</p> <p>(3) 福祉避難所の構造・設備 市町村は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、<u>要援護者</u>が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。</p> <p>(4) 支援対策要員の確保 市町村は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、<u>要援護者</u>の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。 なお、県においては、広域避難時の<u>要援護者</u>の支援体制における、市町村や保健福祉事務所等関係機関間の連携強化と情報の共有化を図るとともに、早期に福祉避難所で介護士等が活動できるよう、市町村を支援する。</p> <p>(略)</p> <p>5 家族を含めた防災訓練の実施 市町村は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、<u>要援護者</u>やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。</p> <p>6 <u>要援護者</u>自身の備え 県及び市町村は、平常時に<u>要援護者</u>自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 市町村の域を超えた<u>要配慮者</u>の受入れ体制の構築 市町村は、県と連携を図りながら、当該市町村での受入れが困難な在宅の<u>要配慮者</u>を想定し、市町村の域を越えて受け入れる体制の構築に努める。</p> <p>(3) 福祉避難所の構造・設備 市町村は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、<u>要配慮者</u>が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。</p> <p>(4) 支援対策要員の確保 市町村は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、<u>要配慮者</u>の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。 なお、県においては、広域避難時の<u>要配慮者</u>の支援体制における、市町村や保健福祉事務所等関係機関間の連携強化と情報の共有化を図るとともに、早期に福祉避難所で介護士等が活動できるよう、市町村を支援する。</p> <p>(略)</p> <p>5 家族を含めた防災訓練の実施 市町村は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、<u>要配慮者</u>やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。</p> <p>6 <u>要配慮者</u>自身の備え 県及び市町村は、平常時に<u>要配慮者</u>自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。</p> <p>(略)</p>	
178	<p>第3 外国人対応 本県に在住する外国人は、現在約 14,000 人(H23 末日現在)となっている。在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県及び市町村は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。 (略)</p> <p>第4 旅行者への対応 (略)</p>	<p>第3 外国人への支援対策 本県に在住する外国人は、現在約 14,000 人(平成 24 年末日現在)となっている。在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県及び市町村は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。 (略)</p> <p>第4 旅行者への支援対策 (略)</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
179	第27節 複合災害対策	第27節 複合災害対策	
182	第28節 廃棄物対策	第28節 廃棄物対策	
	(略)	(略)	
	第3 主な措置内容	第3 主な措置内容	
	市町村は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。	市町村は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。	
	1 緊急出動体制の整備	1 緊急出動体制の整備	
	(1) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うこと。	(1) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うこと。	
	(2) 収集運搬車両や清掃機器等を常時整備すること。	(2) 収集運搬車両や清掃機器等を常時整備すること。	
	(3) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を検討すること。	(3) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を検討すること。	
		<u>(4) 廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めること。</u>	廃棄物処理施設整備計画の反映
		2 震災時における応急体制の確保	
	(1) <u>生活ごみや災害によって生じた廃棄物(がれき)の分別収集体制や一時保管場所である仮置き場の配置に関する計画を作成すること。</u>	(1) <u>仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定すること。</u>	
	(略)	(略)	
	第29節 積雪寒冷地域における地震災害予防 (略)	第29節 積雪寒冷地域における地震災害予防 (略)	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
185	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策</p> <p>本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定のもとに作成している。</p> <p>そのなかで被害を最小限とするための対応のあり方を検討しているが、当初の条件を越える災害の発生に対しては、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大___災害で経験したことの無いような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町村等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、各々の職掌において柔軟に対応し、最善の応急策を講じる必要がある。</p> <p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p>第1 目的</p> <p>地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが重要である。特に<u>高齢者、障害者等の災害時要援護者</u>への伝達に万全を期する。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。</p> <p>第2 緊急地震速報</p> <p>1 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオを通じて提供する。_____(略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 災害応急対策</p> <p>本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定のもとに作成している。</p> <p>そのなかで被害を最小限とするための対応のあり方を検討しているが、当初の条件を越える災害の発生に対しては、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大規模災害で経験したことの無いような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、市町村等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、各々の職掌において柔軟に対応し、最善の応急策を講じる必要がある。</p> <p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p>第1 目的</p> <p>地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが重要である。特に<u>要配慮者</u>への伝達に万全を期する。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。</p> <p>第2 緊急地震速報</p> <p>1 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオで<u>放送する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。</u></p>	<p>改正災害対策法の反映</p> <p>改正気象業務法(特別警報)の反映</p>
187	<p>第3 地震・津波情報</p> <p>1 情報の種類</p> <p>仙台管区気象台は、地震、津波に関する現象及び観測成果を内容とした地震情報を伝達する。</p> <p>(1) 地震情報の種類と内容</p>	<p>第3 地震・津波情報</p> <p>1 情報の種類</p> <p>仙台管区気象台は、地震、津波に関する現象及び観測成果を内容とした地震情報を伝達する。</p> <p>(1) 地震情報の種類と内容</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前			修正後			備考
	震情報の種類	発表基準	内容	地震情報の種類	発表基準	内容	
	震源に関する情報	・震度3以上 (<u>津波警報</u> または <u>注意報</u> を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	震源に関する情報	・震度3以上 (<u>大津波警報</u> 、 <u>津波警報</u> または <u>津波注意報</u> を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	
	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・ <u>津波警報</u> または <u>注意報</u> 発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・ <u>大津波警報</u> 、 <u>津波警報</u> または <u>津波注意報</u> 発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	
188	<p>(略)</p> <p>2 仙台管区気象台からの情報の伝達</p> <p>(1) 仙台管区気象台及び防災関係機関の対応</p> <p>仙台管区気象台は、<u>津波警報</u>・<u>注意報</u>、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達系統により市町村等関係機関へ伝達する。</p> <p>なお、緊急を要する<u>津波警報</u>・<u>注意報</u>については、地上系の補完として、直接市町村及び防災機関等に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、総務省消防庁から同報送信されている。</p> <p>(2) 報道機関の対応</p> <p>報道機関は、<u>津波警報</u>・<u>注意報</u>、地震及び津波情報を、住民に広く周知することに努める。</p>			<p>(略)</p> <p>2 仙台管区気象台からの情報の伝達</p> <p>(1) 仙台管区気象台及び防災関係機関の対応</p> <p>仙台管区気象台は、<u>大津波警報</u>、<u>津波警報</u>または<u>津波注意報</u>（以下「<u>津波警報等</u>」という。）、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達系統により市町村等関係機関へ伝達する。</p> <p>なお、緊急を要する<u>津波警報等</u>については、地上系の補完として、直接市町村及び防災機関等に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、総務省消防庁から同報送信されている。</p> <p>(2) 報道機関の対応</p> <p>報道機関は、<u>津波警報等</u>、地震及び津波情報を、住民に広く周知することに努める。</p>			表現適正化
189	<p>(略)</p> <p>4 放送事業者の対応</p> <p>放送事業の管理者は、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が必要な情報の提供に努めるよう留意する。</p> <p>(略)</p>			<p>(略)</p> <p>4 放送事業者の対応</p> <p>放送事業の管理者は、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が必要な情報の<u>放送</u>に努めるよう留意する。</p> <p>(略)</p>			

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
190	<p>第4 災害情報収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>2 情報の収集</p> <p>(略)</p>	<p>第4 災害情報収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>2 情報の収集</p> <p>(略)</p>	
191	<p>(11) 第二管区海上保安本部は、海上及び沿岸部における被害状況の把握について、関係機関と密接な連携を図るとともに、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。</p> <p>特に、航空機による広域的な被害調査が初期段階において非常に重要であることから、災害発生時には、行動中の巡視船艇のほか、航空機に対し直ちに情報の収集を指示するとともに、大規模な災害が発生した場合等においては、別に定めるところにより、隣接管区本部等の航空機による情報収集を実施する。</p>	<p>(11) 第二管区海上保安本部は、海上及び沿岸部における被害状況の把握について、関係機関と密接な連携を図るとともに、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。</p> <p>情報収集活動の実施に当たっては、航空機による広域的な被害状況調査が初期段階において非常に重要であることから、災害が発生したときは、行動中の巡視船艇のほか、航空機に対しても直ちに情報収集活動を指示するとともに、大規模な地震や海上災害が発生した場合等においては、別に定めるところにより、隣接管区本部等の航空機による情報収集活動も併せて実施する。</p> <p>合的な推進のため必要と認められる事項</p>	海上保安庁防災業務計画に基づき修正
194	<p>(略)</p> <p>第5 通信・放送手段の確保</p> <p>1 災害時の通信連絡</p> <p>(1) 通信連絡手段</p> <p>(略)</p> <p>ハ 災害時優先携帯電話・防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話に比べて優先して使用できる。</p>	<p>第5 通信・放送手段の確保</p> <p>1 災害時の通信連絡</p> <p>(1) 通信連絡手段</p> <p>(略)</p> <p>ハ 災害時優先携帯電話・防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。</p>	語句修正
196	<p>(略)</p> <p>4 放送施設</p> <p>(1) 日本放送協会仙台放送局</p> <p>イ 放送体制</p>	<p>(略)</p> <p>4 放送施設</p> <p>(1) 日本放送協会仙台放送局</p> <p>イ 放送体制</p>	
197	<p>大規模地震が発生した場合には、直ちに災害対策本部を設置し、要員及び放送取材機器を確保し、取材体制を確立する。</p> <p>また、地方自治体・警察・消防・気象台等関係機関との緊密な連携をとって、被災状況を的確に把握し、災害情報・生活(ライフライン等)情報・安否情報等を提供し、人心の安定と災害復旧に資するための放送を実施する。</p>	<p>大規模地震が発生した場合には、直ちに災害対策本部を設置し、要員及び放送取材機器を確保し、取材体制を確立する。</p> <p>また、地方自治体・警察・消防・気象台等関係機関との緊密な連携をとって、被災状況を的確に把握し、災害情報・生活(ライフライン等)情報等を放送する。</p>	
	(略)		

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
200	<p>第2節 災害広報活動</p> <p>第1 目的 県、市町村及び報道機関等は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする地震情報、避難所等の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携をとりながら、迅速に提供する。 また、<u>災害時要援護者</u>、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>第2節 災害広報活動</p> <p>第1 目的 県、市町村及び報道機関等は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする地震情報、避難所等の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携をとりながら、迅速に提供する。 また、<u>要配慮者</u>、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>(略)</p>	
202	<p>(新設)</p>	<p>第5 安否情報 県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。 なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。</p>	<p>改正災対法の反映</p>
203	<p>第5 防災関係機関の広報 (略)</p>	<p>第6 防災関係機関の広報 (略)</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考																																																
204	<p>第3節 防災活動体制</p> <p>第1 目的 大規模地震が発生した場合、県の広い範囲で県民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、県、市町村、防災関係機関は、大規模地震を覚知したならば一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。 また、復旧の過程で、これら本災害の後に発生が予想されるアウトターライズ地震や余震に対しても、同様に基本的な対応を求めるものである。</p> <p>(略)</p> <p>第3 県の活動</p> <p>1 職員の配備体制 (略)</p> <p>(2) 特別警戒配備(1号) 県内で震度4を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、又は宮城県に津波警報(津波)が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県警戒本部を設置し、特別警戒配備体制を敷く。</p> <p>(3) 特別警戒配備(2号) 県内で震度5(弱・強)を観測する地震が発生した場合、又は宮城県に津波警報(大津波)が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県特別警戒本部を設置し、特別警戒配備(2号)体制を敷く。</p> <p style="text-align: center;">配備体制の基準・内容等</p> <table border="1" data-bbox="219 1102 1030 1310"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="4">配 備 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">災害対策警戒配備要領による警戒配備</td> <td rowspan="2">特別警戒配備</td> <td>1号</td> <td>1 宮城県に津波警報(津波)が発表されたとき。 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>1 宮城県に津波警報(大津波)が発表されたとき。 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分		配 備 基 準				災害対策警戒配備要領による警戒配備	特別警戒配備	1号	1 宮城県に津波警報(津波)が発表されたとき。 (略)				2号	1 宮城県に津波警報(大津波)が発表されたとき。 (略)					(略)					<p>第3節 防災活動体制</p> <p>第1 目的 大規模地震が発生した場合、県の広い範囲で県民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、県、市町村、防災関係機関は、大規模地震を覚知したならば一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。 また、復旧の過程で、これら本災害の後に発生が予想されるアウトターライズ地震や余震に対しても、同様に基本的な対応を求めるものである。 <u>なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3 県の活動</p> <p>1 職員の配備体制 (略)</p> <p>(2) 特別警戒配備(1号) 県内で震度4を観測する地震が発生し、かつ被害が発生した場合、又は宮城県に津波警報が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県警戒本部を設置し、特別警戒配備体制を敷く。</p> <p>(3) 特別警戒配備(2号) 県内で震度5(弱・強)を観測する地震が発生した場合、又は宮城県に大津波警報が発表されたときには、「災害対策警戒配備要領」に基づき宮城県特別警戒本部を設置し、特別警戒配備(2号)体制を敷く。</p> <p style="text-align: center;">配備体制の基準・内容等</p> <table border="1" data-bbox="1097 1102 1908 1310"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="4">配 備 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">災害対策警戒配備要領による警戒配備</td> <td rowspan="2">特別警戒配備</td> <td>1号</td> <td>1 宮城県に津波警報が発表されたとき。 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2号</td> <td>1 宮城県に大津波警報が発表されたとき。 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分		配 備 基 準				災害対策警戒配備要領による警戒配備	特別警戒配備	1号	1 宮城県に津波警報が発表されたとき。 (略)				2号	1 宮城県に大津波警報が発表されたとき。 (略)					(略)					<p>改正災対法の反映</p> <p>改正気象業務法(特別警報)の反映</p>
区 分		配 備 基 準																																																	
災害対策警戒配備要領による警戒配備	特別警戒配備	1号	1 宮城県に津波警報(津波)が発表されたとき。 (略)																																																
		2号	1 宮城県に津波警報(大津波)が発表されたとき。 (略)																																																
		(略)																																																	
区 分		配 備 基 準																																																	
災害対策警戒配備要領による警戒配備	特別警戒配備	1号	1 宮城県に津波警報が発表されたとき。 (略)																																																
		2号	1 宮城県に大津波警報が発表されたとき。 (略)																																																
		(略)																																																	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
212	<p>第4節 相互応援活動 (略)</p> <p>第3 県による応援活動 (略)</p> <p>2 職員派遣の要請 県は、被災市町村の行財政運営が困難と見込まれる場合、短期の人材派遣について被災市町村のニーズを照会し、必要人数を全国知事会及び<u>総務省</u>に職員派遣を要請する。 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 相互応援活動 (略)</p> <p>第3 県による応援活動 (略)</p> <p>2 職員派遣の要請 県は、被災市町村の行財政運営が困難と見込まれる場合、短期の人材派遣について被災市町村のニーズを照会し、必要人数を全国知事会及び<u>国</u>に職員派遣を要請する。 (略)</p> <p>4 応急措置の代行 県は、県内地域に係る災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、<u>応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にあるものを応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。</u></p> <p>5 応急復旧の要請等 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、<u>指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</u> (略)</p>	<p>内容適正化</p> <p>改正災対法の反映</p>
217	<p>第5節 災害救助法の適用 (略)</p>	<p>第5節 災害救助法の適用 (略)</p>	
218	<p>第3 救助の実施の委任 知事は、<u>法第30条</u>の規定に基づき、次の救助の実施を市町村長に委任することができる。同法施行令第<u>23条</u>の規定に基づき委任を通知した場合において、市町村長は、当該事務を行わなければならない。</p>	<p>第3 救助の実施の委任 知事は、<u>法第13条</u>の規定に基づき、次の救助の実施を市町村長に委任することができる。同法施行令第<u>17条</u>の規定に基づき委任を通知した場合において、市町村長は、当該事務を行わなければならない。</p>	<p>改正災害救助法の反映</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
220	第6節 自衛隊の災害派遣 (略)	第6節 自衛隊の災害派遣 (略)	
229	第7 経費の負担 災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた機関側が負担し、細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定める。 1 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通話料 (略)	第7 経費の負担 災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた機関側が負担し、細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定める。 1 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通信料 (略)	内容適正化
230	第7節 救急・救助活動 (略) 第6 第二管区海上保安本部の活動 1 地震等により海難救助等を行うに当たって、____規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講じる。その際、 <u>救急・救助活動</u> において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な <u>救急・救助活動</u> を行う。 (略) (4) 救急・救助活動等に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒、大規模地震に伴う余震津波等の二次災害の防止を図る。 (略)	第7節 救急・救助活動 (略) 第6 第二管区海上保安本部の活動 1 地震等により海難救助等を行うに当たって、 <u>災害の種類</u> 、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講じる。その際、 <u>救助・救急活動</u> において使用する資機材については、原則として携行するが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な <u>救助・救急活動</u> を行う。 (略) (4) 救急・救助活動等に当たっては、検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒、大規模地震発生後の余震に伴う津波等の二次災害の防止を図る。 (略)	海上保安庁防災業務計画に基づき修正 表現適正化
232	第8 救急・救助活動への支援 東北地方整備局及び東日本高速道路㈱東北支社____は、高速道路のサービスエリア____等を警察機関・消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救急・救助活動への支援を行うよう努める。	第8 救急・救助活動への支援 東北地方整備局、東日本高速道路㈱東北支社、県又は市町村は、高速道路のサービスエリア、 <u>道の駅</u> 等を警察機関・消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救急・救助活動への支援を行うよう努める。	改正災対法の反映
233	第8節 医療救護活動	第8節 医療救護活動	
239	第9節 消火活動	第9節 消火活動	
243	第10節 交通・輸送活動	第10節 交通・輸送活動	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
254	<p>第11節 ヘリコプターの活動 (略)</p> <p>第2 活動体制 県は、ヘリコプターを有する防災関係機関とともに、<u>ヘリコプター運用調整会議を設置し、災害時における「ヘリコプター災害対策活動計画」や「ヘリコプター安全運航確保計画」を定め、運用を図ってきたが、東日本大震災による活動を通じて明らかになった問題点等に基づき、同計画を見直し、ヘリコプターによる効率的な災害対策活動等の実施とヘリコプターの安全な運航の確保を図る。</u></p> <p>1 <u>場外離着陸場等においては、航空交通情報(離着陸する順序、上空待機方法、安全に関する助言等)を提供するとともに、必要と思われる場合は、東京航空局仙台空港事務所に対し航空情報(ノータム)の発出を要請する。</u></p> <p>2 <u>ヘリコプター運航のための無線の周波数については、消防・防災ヘリコプター用運航管理通信用周波数を使用する。</u></p> <p>3 <u>県内における救援活動等を円滑に行うため、県内の場外離着陸場や病院、防災関係機関等が図上に明記された「宮城県航空防災マップ」を活用する。</u></p> <p>第3 活動内容 <u>防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の違いはあるものの、ヘリコプターを有する防災関係機関は、大規模地震災害時において、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。</u></p> <p>第5 安全運航体制の確保 (略)</p> <p>2 被災地上空を飛ぶ報道ヘリコプターが、消防・防災ヘリコプター等が行う救助等の活動の支障となる場合は「ヘリコプター安全運航確保計画」(運輸省)に基づき、被災地上空からの一時的な退避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。</p>	<p>第11節 ヘリコプターの活動 (略)</p> <p>第2 活動体制 県は、<u>「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、ヘリコプター運用調整班を設置し、ヘリコプターを有する防災関係機関とともに効率的な災害対策活動等の実施と安全運航の確保を図る。</u></p> <p>第3 活動内容 ヘリコプターを有する防災関係機関は、<u>「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、災害時において、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。</u></p> <p>第5 安全運航体制の確保 (略)</p> <p>2 被災地上空を飛ぶ報道ヘリコプターが、消防・防災ヘリコプター等が行う救助等の活動の支障となる場合は「ヘリコプター安全運航確保計画」<u> </u>に基づき、被災地上空からの一時的な退避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。</p>	<p>計画見直しによる修正</p> <p>左記計画に基づくことを明記</p> <p>内容適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
255	<p>第12節 避難活動</p>	<p>第12節 避難活動</p>	
256	<p>第3 避難の勧告又は指示の内容及び周知 (略)</p> <p>3 避難の措置と周知 避難の勧告又は指示をした者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。</p> <p>(1) 住民等への周知 避難の措置を実施したときは、当該実施者は、同報無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。 また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。 なお、避難勧告等の周知に当たっては、<u>高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第3 避難の勧告又は指示の内容及び周知 (略)</p> <p>3 避難の措置と周知 避難の勧告又は指示をした者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。</p> <p>(1) 住民等への周知 避難の措置を実施したときは、当該実施者は、同報無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。 また、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る。 なお、避難勧告等の周知に当たっては、<u>要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	<p>改正災対法の反映</p>
257	<p>第4 避難誘導</p> <p>1 住民等の避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先(避難場所、避難所)への円滑な誘導に努める。 誘導に当たっては、安全を確認しつつ、<u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等災害時要援護者の安全の確保を図り、必要な援助を行う。また、避難を優先して行う。</u></p> <p>2 市町村は、消防職団員、水防団員、市町村職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門・陸閘の閉鎖や<u>災害時要援護者の避難支援などの緊急対策を行う。</u></p> <p>3 地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則とするが、<u>災害時要援護者やその避難支援を行う者</u>で徒歩による円滑な避難が困難な場合、市町村職員、警察官、消防職員等は、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。</p> <p>(新設)</p>	<p>第4 避難誘導</p> <p>1 住民等の避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員等は、各地区又は集落の単位ごとの集団避難を心掛け、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先(避難場所、避難所)への円滑な誘導に努める。 誘導に当たっては、安全を確認しつつ、<u>避難行動要支援者の安全の確保を図り、必要な援助を行う。</u></p> <p>2 市町村は、消防職団員、水防団員、市町村職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門・陸閘の閉鎖や<u>避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。</u></p> <p>3 地震発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則とするが、<u>避難行動要支援者やその避難支援を行う者</u>で徒歩による円滑な避難が困難な場合、市町村職員、警察官、消防職員等は、自動車でも安全かつ確実な避難を行えるよう、地域や道路の事情に応じた対応に努める。</p> <p><u>4 県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。</u> 県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに</p>	<p>改正災対法の反映</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
257	<p>第5 避難所の開設及び運営</p> <p>避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、市町村は、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立しない場所に<u>避難所</u>を開設し、収容保護する。</p> <p>1 避難所の設置</p> <p>(1) 市町村は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために避難所を設置する必要があるときは、公共建物等を避難所として開設する。</p> <p>(2) 市町村は、<u>避難所として開設した施設のみをもっては収容能力に不足が生じるときは、野外のテント等のほか、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設する。</u></p> <p>(3) 市町村は、<u>避難所の開設が予定される施設について、対象地域の被災住民を収容できる規模を確認し、適切に配置するよう努めるとともに、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。</u></p> <p>(4) 市町村は、<u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げるなど、多様な避難場所の確保に努める。</u></p> <p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の管理 (略)</p> <p>へ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援</p> <p>市町村は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受取にきている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、<u>災害時要援護者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。</u></p> <p>(2) 避難所の環境維持 (略)</p> <p>ロ 健康状態・衛生状態の把握</p> <p>市町村は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管</p>	<p>限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。</p> <p>第5 避難所の開設及び運営</p> <p>避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、市町村は、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立しない場所に<u>指定避難所</u>を開設し、収容保護する。</p> <p>1 避難所の開設</p> <p>(1) 市町村は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために避難所を設置する必要があるときは、公共建物等を避難所として開設する。</p> <p>(2) 市町村は、<u>必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。</u></p> <p>(3) 市町村は、<u>避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。</u></p> <p>(4) 市町村は、<u>要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</u></p> <p>2 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所の管理 (略)</p> <p>へ 在宅避難者、車中生活を送る避難者等への支援</p> <p>市町村は、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受取にきている在宅避難者、やむを得ず車中生活を送る避難者等に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、<u>避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。</u></p> <p>(2) 避難所の環境維持 (略)</p> <p>ロ 健康状態・衛生状態の把握</p> <p>市町村は、必要に応じ、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管</p>	<p>改正災対法の 反映</p>
259			

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
260	<p>理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、<u>ごみ処理の状況</u>など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 男女共同参画</p> <p>イ 避難所運営への女性の参画促進 市町村は、避難所の運営において、<u>女性も参加する打合せ会</u>を持つなど、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。</p> <p>ロ 男女のニーズの違いへの配慮 市町村は、避難所の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。 特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、<u>安全性の確保</u>など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した<u>避難場所</u>の運営に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) <u>災害時要援護者の情報提供</u> 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、<u>災害時要援護者の居場所や安否の確認</u>に努め、把握した情報について市町村に提供する。</p> <p>第6 避難長期化への対処</p> <p>(略)</p> <p>2 市町村は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。 また、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の<u>あっせん及び活用</u>等により、避難所の早期解消に努める。</p> <p>(略)</p> <p>4 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待っていないとまがないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための<u>要求</u>を当該市町村に代わって行う。</p>	<p>理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、<u>し尿及びごみの処理状況</u>など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 男女共同参画</p> <p>イ 避難所運営への女性の参画促進 市町村は、避難所の運営において、<u>女性が運営役員として参加するよう配慮し、女性だけの打合せ会</u>を持つなど、女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。</p> <p>ロ 男女のニーズの違いへの配慮 市町村は、避難所の運営において、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。 特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、<u>巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保</u>など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した<u>避難所</u>の運営に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) <u>避難行動要支援者の情報提供</u> 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、<u>避難行動要支援者の居場所や安否の確認</u>に努め、把握した情報について市町村に提供する。</p> <p>第6 避難長期化への対処</p> <p>(略)</p> <p>2 市町村は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。 また、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、<u>空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用</u>等により、避難所の早期解消に努める。</p> <p>(略)</p> <p>4 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待っていないとまがないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための<u>協議</u>を当該市町村に代わって行う。</p>	<p>「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の反映</p> <p>語句修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
261	<p>5 市町村は、<u>避難場所</u>を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>第7 帰宅困難者対策 都市部においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県及び市町村は、以下の帰宅困難者対策を行う。</p> <p>1 一斉帰宅抑制に関する対応 (略)</p> <p>(3) 大規模集客施設等の対応 大規模集客施設や駅等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、市町村や警察等関係機関と連携し、保護した利用者を一時的な滞在が可能な施設へ誘導するよう努める。 特に、<u>災害時要援護者</u>に対しては、<u> </u>十分な配慮を行い、対応するよう努める。</p> <p>2 帰宅困難者への情報提供 県及び市町村は、地震・津波に関する情報、交通機関の状況などについて、テレビ・ラジオ放送や携帯電話、ホームページなどを活用し、情報提供を行う。 また、航空・鉄道など広域公共交通機関が被災した場合、バス等の代替公共交通機関の確保と避難ルートの周知に努める。</p> <p>3 <u>災害時要援護者</u>への対応 県及び市町村は、<u>障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦</u>など自力での移動が困難な<u>災害時要援護者</u>について、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。</p>	<p>5 市町村は、<u>避難所</u>を指定する際に、併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>第7 帰宅困難者対策 都市部においては、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、県及び市町村は、以下の帰宅困難者対策を行う。</p> <p>1 一斉帰宅抑制に関する対応 (略)</p> <p>(3) 大規模集客施設等の対応 大規模集客施設や駅等の管理者は、管理する施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、市町村や警察等関係機関と連携し、保護した利用者を一時的な滞在が可能な施設へ誘導するよう努める。 なお、<u>男女別のスペースの確保等</u>にも留意するとともに、<u>要配慮者</u>に対しては、<u>特に十分な配慮</u>を行い、対応するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>3 <u>避難行動要支援者</u>への対応 県及び市町村は、<u> </u>自力での移動が困難な<u>避難行動要支援者</u>について、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。 (略)</p>	<p>「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の反映</p>
263	<p>第10 在宅避難者への支援 1 生活支援の実施 県及び市町村は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給など生活支援を行う。 それらの支援は町内会や社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体として進める。</p>	<p>第10 在宅避難者への支援 1 生活支援の実施 県及び市町村は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給など生活支援を行う。 それらの支援は町内会や社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体として進める。 また、県及び市町村は、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。 (略)</p>	<p>「</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
264	<p>第13節 応急仮設住宅等の確保</p> <p>第2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の維持管理・運営 (略)</p> <p>(3) 運営上の配慮事項 運営に当たっては、以下の対応に努める。</p> <p>イ 安心・安全の確保に配慮した対応</p> <p>(イ) 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ</p> <p>(ロ) 街灯や夜間照明等の工夫</p> <p>(ハ) 夜間の見回り(巡回)</p> <p>ロ ストレス軽減、心のケア等のための対応</p> <p>(イ) 交流の場_____</p> <p>(ロ) 生きがい_____</p> <p>(ハ) 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置</p> <p>(ニ) 保健師等による巡回相談</p> <p>ハ 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等</p> <p>(イ) 集会所_____</p> <p>(ロ) 仮設スーパー_____</p> <p>(ハ) 相互情報交換_____</p> <p>(ニ) 窓口の一元化</p>	<p>第13節 応急仮設住宅等の確保</p> <p>第2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の維持管理・運営 (略)</p> <p>(3) 運営上の配慮事項 運営に当たっては、以下の対応に努める。</p> <p>イ 安心・安全の確保に配慮した対応</p> <p>(イ) 防犯ブザーやホイッスルの携帯の呼びかけ</p> <p>(ロ) 街灯や夜間照明等の工夫</p> <p>(ハ) 夜間の見回り(巡回)</p> <p>ロ ストレス軽減、心のケア等のための対応</p> <p>(イ) 交流の場<u>づくり</u></p> <p>(ロ) 生きがいの<u>創出</u></p> <p>(ハ) 悩みの電話相談や巡回相談、相談員の配置</p> <p>(ニ) 保健師等による巡回相談</p> <p><u>(ホ) 女性専用相談窓口の設置、男性に対する相談体制の整備</u></p> <p>ハ 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等</p> <p>(イ) 集会所の設置</p> <p>(ロ) 仮設スーパー等の<u>開業支援</u></p> <p>(ハ) 相互情報交換の<u>支援</u></p> <p>(ニ) 窓口の一元化</p> <p>(略)</p>	<p>表現適正化</p> <p>「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の反映</p>
268	<p>第14節 相談活動 (略)</p>	<p>第14節 相談活動 (略)</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
270	<p>第15節 災害時要援護者・外国人対応</p> <p>第1 目的 大規模地震災害発生時には、特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の災害時要援護者、旅行者に対するさまざまな応急対策が必要となる。</p> <p>第2 高齢者・障害者等への対応 災害時には、一般的に災害時要援護者と考えられる、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等(以下、「要援護者」という。)に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。 このため、市町村は、災害の発生に備え、個人情報保護に配慮しつつ、災害時要援護者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要援護者に対する援護が適切に行われるように努める。</p> <p>1 安全確保 (略)</p> <p>(2) 社会福祉施設等以外の要援護者 被災市町村は、あらかじめ登録された要援護者の在宅情報に基づき、在宅の要援護者の安否確認を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会等の自主防災組織等との連携支援のもとに迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな要援護者を把握する。 また、未登録の要援護者に対しても、自治会や町内会などとの連携により把握に努める。 県は、状況を把握し、必要な支援を行う。</p> <p>2 援護体制の確立と実施 (略)</p>	<p>第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p> <p>第1 目的 大規模地震災害発生時には、特に要配慮者や旅行者に対するさまざまな応急対策が必要となる。</p> <p>第2 高齢者・障害者等への対応 災害時には、要配慮者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。 市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。</p> <p>1 安全確保 (略)</p> <p>(2) 社会福祉施設等以外の要配慮者 被災市町村は、あらかじめ登録された要配慮者の在宅情報に基づき、在宅の要配慮者の安否確認を、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会等の自主防災組織等との連携支援のもとに迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな要配慮者を把握する。 また、未登録の要配慮者に対しても、自治会や町内会などとの連携により把握に努める。 県は、状況を把握し、必要な支援を行う。</p> <p>2 支援体制の確立と実施 (略)</p>	改正災対法の反映
271	<p>(2) 緊急援護 イ 受け入れ可能施設の把握 被災市町村は、関係機関と連携し、被災による要援護者の受け入れ可能な社会福祉施設等を把握する。 県は、状況を把握し、必要な支援を行う。 ロ 福祉ニーズの把握と援護の実施 県及び市町村は、要援護者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等(ボランティア含む)を派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得</p>	<p>(2) 緊急支援 イ 受け入れ可能施設の把握 被災市町村は、関係機関と連携し、被災による要配慮者の受け入れ可能な社会福祉施設等を把握する。 県は、状況を把握し、必要な支援を行う。 ロ 福祉ニーズの把握と支援の実施 県及び市町村は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等(ボランティア含む)を派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	<p>て計画的に実施する。 県は、状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。</p> <p>(略)</p> <p>ニ 相互協力体制 被災市町村は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、<u>要援護者</u>の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、<u>要援護者</u>の安全確保に関する相互協力体制により援護を行う。</p> <p>(3) 避難所での援護 イ 援護体制と支援 被災市町村は、<u>要援護者</u>が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者などによる援護体制を確立する。特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。</p> <p>ロ 健康状態への配慮 アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な<u>要援護者</u>に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。 特に避難場所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、<u>要援護者</u>に向けた情報の提供についても、十分配慮する。</p> <p>ハ 専門職による相談対応 県及び市町村は、被災地及び避難所における<u>要援護者</u>等に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。</p> <p>ニ 福祉避難所への移送 被災市町村は、指定避難所に避難した<u>要援護者</u>について、福祉避難所への移送が必要と判断する場合は、開設した福祉避難所に移送を行う。 県は、状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。</p> <p>(4) 応急仮設住宅の設置 応急仮設住宅への入居に当たっては、<u>要援護者</u>に十分配慮し、特に高齢者・障害者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。</p>	<p>て計画的に実施する。 県は、状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。</p> <p>(略)</p> <p>ニ 相互協力体制 被災市町村は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、<u>要配慮者</u>の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、<u>要配慮者</u>の安全確保に関する相互協力体制により援護を行う。</p> <p>(3) 避難所での援護 イ 支援体制の確立 被災市町村は、<u>要配慮者</u>が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者などによる援護体制を確立する。特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。</p> <p>ロ 健康状態への配慮 アレルギー症状や糖尿病・高血圧などの食事療法が必要な<u>要配慮者</u>に対しては、事前の聞き取り調査等から得られる情報をもとに個別に対処する。 特に避難場所での健康状態を把握し、応急仮設住宅や、高齢者、障害者向け応急仮設住宅等への優先的入居に努める。また、<u>要配慮者</u>に向けた情報の提供についても、十分配慮する。</p> <p>ハ 専門職による相談対応 県及び市町村は、被災地及び避難所における<u>要配慮者</u>に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。</p> <p>ニ 福祉避難所への移送 被災市町村は、指定避難所に避難した<u>要配慮者</u>について、福祉避難所への移送が必要と判断する場合は、開設した福祉避難所に移送を行う。 県は、状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。</p> <p>(4) 応急仮設住宅の設置 応急仮設住宅への入居に当たっては、<u>要配慮者</u>に十分配慮し、特に高齢者・障害者は避難所等での健康状態に応じて、応急仮設住宅への優先的入居や、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅の設置等に努める。</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
276	<p>第16節 愛玩動物の収容対策</p> <p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第1 目的 (略) また、調達物資の選定に当たっては、災害時要援護者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。</p> <p>第4 食料 2 米穀 (1) 調達 県は、非常災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、市町村の申請等に基づき、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、農林水産省の支援を得て給食に必要な応急用米穀を調達する。 ただし、災害救助法が発動された場合においては、県又は市町村は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)に基づき、政府所有の米穀(以下「災害救助用米穀」_____)を調達する。</p> <p>6 その他副食品等 その他副食品等について、県は、各市町村と連携を取りながら需要の動向を把握するとともに、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等に基づき、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストアなどに対して協力要請を行い、被災者への供給確保に努める。また、必要に応じ、県は、宮城県食品工業協議会、宮城県味噌醤油工業協同組合及び小売業者等に対しても、協力要請を行い、供給に努める。 (略)</p> <p>第6 生活物資 2 物資の調達・供給 (7) 供給する物資の選定に当たっては、災害時要援護者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。</p>	<p>第16節 愛玩動物の収容対策</p> <p>第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第1 目的 (略) また、調達物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。</p> <p>第4 食料 2 米穀 (1) 調達 県は、非常災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、市町村の申請等に基づき、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、農林水産省の支援を得て給食に必要な米穀(以下「<u>応急用米穀</u>」という。)を調達する。 ただし、災害救助法が発動された場合においては、県又は市町村は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)に基づき、政府所有の米穀(以下「<u>災害救助用米穀</u>」という。)を調達する。</p> <p>6 その他副食品等 その他副食品等について、県は、各市町村と連携を取りながら需要の動向を把握するとともに、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等に基づき、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストアなどに対して協力要請を行い、被災者への供給確保に努める。また、必要に応じ、県は、宮城県食品産業協議会、宮城県味噌醤油工業協同組合及び小売業者等に対しても、協力要請を行い、供給に努める。 (略)</p> <p>第6 生活物資 2 物資の調達・供給 (7) 供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。 (略)</p>	<p>用語の定義付け</p> <p>名称変更</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
284	<p>第18節 防疫・保健衛生活動</p> <p>第1 目的 被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、県及び市町村は、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。</p> <p>特に、<u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。</p>	<p>第18節 防疫・保健衛生活動</p> <p>第1 目的 被災地、特に避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、県及び市町村は、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。</p> <p>特に、<u>要配慮者</u>の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。</p>	改正災対法の反映
285	<p>第3 保健対策</p> <p>1 健康調査、健康相談</p> <p>(1) 保健指導及び健康相談の実施</p> <p>県は、市町村と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や、定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、<u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者</u>に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>第3 保健対策</p> <p>1 健康調査、健康相談</p> <p>(1) 保健指導及び健康相談の実施</p> <p>県は、市町村と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、個別訪問や、定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、<u>要配慮者</u>に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。</p> <p>(略)</p>	
287	<p>第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬</p>	<p>第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
289	<p>第20節 廃棄物処理活動</p> <p>第2 災害廃棄物の処理</p> <p>1 被災市町村においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。</p> <p>2 県は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、<u>仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。</u></p> <p>3 県及び市町村又は事業者は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。</p> <p>第4 処理方法</p>	<p>第20節 廃棄物処理活動</p> <p>第2 災害廃棄物の処理</p> <p>1 被災市町村においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。</p> <p>2 県は、災害廃棄物の広域処理について、<u>適切な処理処分方法を市町村に助言する。</u></p> <p>3 _____市町村又は事業者は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。</p> <p>第4 処理方法</p>	
290	<p>2 市町村は、<u>避難場所</u>の生活環境を確保し、被災地の衛生状態を保持するため、以下の措置を講じる。</p> <p>(3) し尿処理</p> <p>イ 市町村は、被災者の生活に支障が生じることがないように、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、<u>仮設トイレ_____</u>の設置をできる限り早期に完了する。 なお、<u>仮設トイレ_</u>の設置に当たっては、<u>高齢者、障害者等災害時要援護者</u>への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。</p> <p>ロ 県は、被災市町村と連携し、避難所などでし尿が滞りなく処理されているかを調査し、能動的に支援が行える体制を構築する。</p> <p>ハ 市町村は、水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、<u>仮設トイレ_</u>の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。</p>	<p>2 市町村は、<u>避難所</u>の生活環境を確保し、被災地の衛生状態を保持するため、以下の措置を講じる。</p> <p>(3) し尿処理</p> <p>イ 市町村は、被災者の生活に支障が生じることがないように、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、<u>仮設トイレやマンホールトイレ</u>の設置をできる限り早期に完了する。 なお、<u>仮設トイレ等</u>の設置に当たっては、<u>要配慮者</u>への配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮する。</p> <p>ロ 県は、被災市町村と連携し、避難所などでし尿が滞りなく処理されているかを調査し、能動的に支援が行える体制を構築する。</p> <p>ハ 市町村は、水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、<u>仮設トイレ等</u>の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。</p>	<p>国の災害廃棄物対策指針に基づく修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
292 294 298	<p>第21節 社会秩序維持活動 第22節 教育活動 第23節 防災資機材及び労働力の確保</p> <p style="text-align: right;">} (略)</p>	<p>第21節 社会秩序維持活動 第22節 教育活動 第23節 防災資機材及び労働力の確保</p> <p style="text-align: right;">} (略)</p>	
301	<p>第24節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>第10 鉄道施設</p> <p>1 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社 (略)</p>	<p>第24節 公共土木施設等の応急対策</p> <p>第10 鉄道施設</p> <p>1 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社 (略)</p>	
308	<p>(6) 運転規制の内容 (略)</p> <p>ロ 列車の運転方法はそのつど決定するが、おおむね次により実施する。 <u>(イ) 迂回又は折り返し運転</u> <u>(ロ) 臨時列車の特発</u> <u>(ハ) バス代行又は徒歩連絡</u></p>	<p>(6) 運転規制の内容 (略)</p> <p>ロ 列車の運転方法はそのつど決定する_____。</p>	<p>防災業務計画 に基づき修正</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
315	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧 第1 目的 大規模地震災害により上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、県民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。 このため、震災時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。</p>	<p>第25節 ライフライン施設等の応急復旧 第1 目的 大規模地震災害により上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、県民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。 このため、震災時においては、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。 <u>なお、県及び市町村は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。</u></p>	<p>東日本大震災の教訓を踏まえて追加</p>
317	<p>第5 電力施設 (略) 2 店所間応援の要請及び派遣 <u>(1) 被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難である場合は、「一般災害復旧応援要請書」により他店所に応援を要請する。</u> <u>(2) 応援を求める場合、当該支店管内の動員については、当該対策組織の長が行い、当該支店管外からの動員については、上位機関対策組織に要請する。</u></p>	<p>第5 電力施設 (略) 2 店所間応援の要請及び派遣 被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難である場合は、<u> </u>他店所に応援を要請する。</p>	<p>応援手順の変更</p>
321	<p>第7 電信・電話施設 1 通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。 (1) 応急復旧対策として可搬型無線機の出動、臨時回線の作成、臨時公衆電話の設置等を行う。 (略) (3) 広域災害においては、<u>停電時における公衆電話の無料化を行う。</u> 3 被災地情報 <u>東日本電信電話株式会社宮城支店の有する通信回線等を活用して、臨時の情報ネットワークを提供し、被災地での生活等に必要な情報の流通を支援する。</u></p>	<p>第7 電信・電話施設 1 通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。 (1) 応急復旧対策として可搬型無線装置の出動、臨時回線の作成、<u>特設公衆電話</u>の設置等を行う。 (略) (3) 広域災害が発生している場合は、<u>公衆電話の無料化を行う。</u></p>	<p>内容適正化</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
322	第26節 危険物施設等の安全確保	第26節 危険物施設等の安全確保	
326	第27節 農林水産業の応急対策	第27節 農林水産業の応急対策	
330	第28節 二次災害・複合災害防止対策	第28節 二次災害・複合災害防止対策	
333	第29節 応急公用負担等の実施	第29節 応急公用負担等の実施	
336	第30節 ボランティア活動	第30節 ボランティア活動	
338	第31節 海外からの支援の受入れ	第31節 海外からの支援の受入れ	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
339	<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧・復興計画 (略)</p> <p>第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等</p> <p>3 女性及び災害時要援護者の参画促進 県及び市町村は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、<u>障害者、高齢者等の災害時要援護者</u>についても、参画を促進するよう努める。</p> <p>4 職員派遣等の要請 県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。</p> <p>第3 災害復旧計画 (略)</p> <p>3 事業の実施 (1)～(2) (新設)</p> <p>(3) (略) (4) (略) (5) (略)</p> <p>第4 災害復興計画 (略)</p> <p>2 復興計画の策定 (1) 市町村の復興計画の策定</p>	<p style="text-align: center;">第4章 災害復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧・復興計画 (略)</p> <p>第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等</p> <p>3 女性及び<u>要配慮者</u>の参画促進 県及び市町村は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、<u>要配慮者</u>についても、参画を促進するよう努める。</p> <p>4 職員派遣等の要請 県及び市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。 <u>また、県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市町村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。国及び県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努める。</u></p> <p>第3 災害復旧計画 (略)</p> <p>3 事業の実施 (1)～(2) <u>(3) 県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村に代わって工事をを行う。</u></p> <p>(4) (略) (5) (略) (6) (略)</p> <p>第4 災害復興計画 (略)</p> <p>2 復興計画の策定 (1) 市町村の復興計画の策定</p>	<p>改正災対法の反映</p> <p>大規模災害復興法の反映</p> <p>大規模災害復興法の反映</p>
341			
342			

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
	<p>市町村は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画を策定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>市町村は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画を策定する。</p> <p><u>また、市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。</u></p>	<p>大規模災害復興法の反映</p>

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
344	<p>第2節 生活再建支援</p> <p>第1 目的 県、市町村及び防災関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し積極的な措置を講じる。</p> <p>第2 <u>り災証明の発行</u> 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害程度の認定やり災証明交付の体制を確立し、速やかに被災者にり災証明を交付する。 県は、市町村で実施する被害認定や<u>り災証明の発行業務</u>に必要な職員の派遣や技術的な支援を行う。</p>	<p>第2節 生活再建支援</p> <p>第1 目的 県、市町村及び防災関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し積極的な措置を講じる。</p> <p>第2 <u>罹災証明書の交付</u> 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害程度の認定や<u>罹災証明書交付</u>の体制を確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。 県は、市町村で実施する被害認定や<u>罹災証明書の交付業務</u>に必要な職員の派遣や技術的な支援を行う。</p> <p>第3 <u>被災者台帳</u> <u>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u> <u>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。</u></p>	<p>改正災対法の反映</p> <p>改正災対法の反映</p>
346	<p>第3 被災者生活再建支援制度</p> <p>7 受付体制の整備 市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努める。 また、<u>り災証明交付のための調査や発行事務の効率化</u>を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図るよう努める。</p> <p>第3節 住宅復旧支援 第4節 産業復興支援 } (略)</p>	<p>第4 被災者生活再建支援制度</p> <p>7 受付体制の整備 市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、<u>申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備</u>等を図るよう努める。 また、<u>罹災証明書交付のための調査や発行事務の効率化</u>を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図るよう努める。</p> <p>第3節 住宅復旧支援 第4節 産業復興支援 } (略)</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	修正後	備考
<p>355</p> <p>356</p>	<p>第5節 都市基盤の復興対策</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第6節 義援金の受入れ、配分 } (略)</p> <p>第7節 激甚災害の指定 }</p> <p>第8節 災害対応の検証 }</p>	<p>第5節 都市基盤の復興対策</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 都市計画の決定等の代行</p> <p>県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。</p> <p>第6節 義援金の受入れ、配分 } (略)</p> <p>第7節 激甚災害の指定 }</p> <p>第8節 災害対応の検証 }</p>	<p>大規模災害復興法の反映</p>